

○ 新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）

一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第1 趣旨</p> <p>農業従事者が減少する中、持続可能な力強い農業を実現するには、次世代を担う農業者の育成・確保が喫緊の課題となっている。</p> <p>将来の担い手の円滑な確保を図るため、早期の経営基盤の確立に向けた就農前後の資金面、<u>円滑な世代交代及び就農後の初期投資</u>に対する支援や、農業大学校・農業高校等の教育環境の整備、農業の魅力発信の取組による人材の呼び込み等の支援により、新規就農者を緊急的に育成・確保する。</p> <p>第4 事業計画等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業の着手</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) やむを得ない事情により、交付決定前に実施する必要がある場合は、1の事業計画について、経営局長に提出し、承認を得た後、その理由を具体的に明記した新規就農者確保緊急円滑化対策交付決定前着手届（別紙様式）を経営局長（ただし、別表の3のイについては地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。））に提出するものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>第1 趣旨</p> <p>農業従事者が減少する中、持続可能な力強い農業を実現するには、次世代を担う農業者の育成・確保が喫緊の課題となっている。</p> <p>将来の担い手の円滑な確保を図るため、早期の経営基盤の確立に向けた就農前後の資金面、初期投資に対する支援や、農業大学校・農業高校等の教育環境の整備、農業の魅力発信の取組による人材の呼び込み等の支援により、新規就農者を緊急的に育成・確保する。</p> <p>第4 事業計画等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業の着手</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) やむを得ない事情により、交付決定前に実施する必要がある場合は、1の事業計画について、経営局長に提出し、承認を得た後、その理由を具体的に明記した新規就農者確保緊急円滑化対策交付決定前着手届（別紙様式）を経営局長（ただし、別表の3のウについては地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。））に提出するものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>

## 別表

事業内容	事業実施主体	補助率
1 (略)	(略)	(略)
2 <u>世代交代・初期投資促進事業</u> (別記2) (削る。)	(略)	(削る。)
ア <u>世代交代円滑化タイプ</u> 新規就農者等の円滑な世代交代及び早期の経営発展に向けた取組を一体的に支援する事業		定額 (定額、1/3以内、県支援分の2倍)
イ <u>初期投資促進タイプ</u> 就農後の経営発展のために、都道府県が機械・施設等の導入を支援する場合、国が都道府県支援分の2倍を支援する事業		定額 (定額、県支援分の2倍)
3 (略)	(略)	(略)
4 <u>農業の魅力発信支援事業</u> (別記4)	<u>公募選定団体</u>	定額

## 別表

事業内容	事業実施主体	補助率
1 (略)	(略)	(略)
2 <u>初期投資促進事業</u> (別記2)  <u>就農後の経営発展のために、都道府県が機械・施設等の導入を支援する場合、国が都道府県支援分の2倍を支援する事業</u> (新設)	(略)	定額 (定額、県支援分の2倍)  (新設)
(新設)		(新設)
3 (略)	(略)	(略)
4 <u>情報発信等強化支援事業</u> (別記4)	(新設)	(新設)

<p><u>職業としての農業の魅力を伝えることで、大学農学部<sub>の</sub>学生等の若者の就農意欲を喚起する取組を支援する事業</u></p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p>	<p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p>	<p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p>	<p>(新設)</p> <p>ア <u>農業の魅力発信支援事業</u> <u>職業としての農業の魅力を伝えることで、若者の就農意欲を喚起する取組を支援する事業</u></p> <p>イ <u>就農情報発信支援事業</u> <u>就農等に関する情報を一元化したシステムの機能拡充を支援する事業</u></p>	<p>公募選 定団体</p> <p>全国農 業委員 会ネッ トワー ク機構</p>	<p>定額</p> <p>定額</p>
--	------------------------------	------------------------------	---	--	------------------------

附 則

- 1 この改正は、令和6年12月25日から施行する。
- 2 この通知による改正前の新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱の規定に基づき実施する事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。

改正後	改正前
<p>(別記1)</p> <p>就農準備・経営開始支援事業</p> <p>第5 就農準備支援資金及び経営開始支援資金の交付要件等  交付主体は、以下の要件を満たす者に対し、予算の範囲内で就農準備支援資金及び経営開始支援資金を交付する。</p> <p>1 就農準備支援資金 (略)</p> <p>2 経営開始支援資金  (1) (略)</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に、<u>経営の多角化、新技術の導入等</u>経営発展に向けた取組を行い、新規参入者(土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。)と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画等であると市町村長に認められること。交付主体は当該経営が新規参入者と同等の経営リスクを負っていると市町村長が認めた根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示すること。なお、一戸一法人(原則として、世帯員のみで構成される法人をいう。)以外の農業法人を継承する場合は交付の対象外とする。</p> <p>カ (略)</p> <p>キ 次に掲げる条件に該当していること。  (ア) (略)  (イ) 新規就農者育成総合対策実施要綱の別記3雇用就農資金(以下「雇用就農資金」という。)、農業人材力強化総</p>	<p>(別記1)</p> <p>就農準備・経営開始支援事業</p> <p>第5 就農準備支援資金及び経営開始支援資金の交付要件等  交付主体は、以下の要件を満たす者に対し、予算の範囲内で就農準備支援資金及び経営開始支援資金を交付する。</p> <p>1 就農準備支援資金 (略)</p> <p>2 経営開始支援資金  (1) (略)</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に、<u>新規作目の導入、経営の多角化等</u>経営発展に向けた取組を行い、新規参入者(土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。)と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画等であると市町村長に認められること。交付主体は当該経営が新規参入者と同等の経営リスクを負っていると市町村長が認めた根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示すること。なお、一戸一法人(原則として、世帯員のみで構成される法人をいう。)以外の農業法人を継承する場合は交付の対象外とする。</p> <p>カ (略)</p> <p>キ 次に掲げる条件に該当していること。  (ア) (略)  (イ) 新規就農者育成総合対策実施要綱の別記3雇用就農資金(以下「雇用就農資金」という。)、農業人材力強化総</p>

改正後	改正前
<p>合支援事業実施要綱の別記2農の雇用事業（以下「農の雇用事業」という。）、新規就農者確保加速化対策実施要綱の別記2就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業（以下「就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業」という。）、新規就農者確保緊急対策実施要綱の別記2雇用就農者実践研修支援事業（以下「雇用就農者実践研修支援事業」という。）、<u>雇用就農緊急対策実施要綱（令和6年12月25日付け6経営第1765号農林水産事務次官依命通知）の別記2雇用就農緊急支援資金（以下「雇用就農緊急支援資金」という。）</u>による助成金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) 新規就農者育成総合対策実施要綱の別記1経営発展支援事業（以下「経営発展支援事業」という。）、新規就農者確保緊急対策実施要綱の別記6初期投資促進事業（以下「令和4年度補正初期投資促進事業」という。）又は別記2の第2のⅡ初期投資促進タイプについて、<u>補助対象事業費の上限額である1,000万円（夫婦で共同経営する場合は夫婦で1,500万円）の助成金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。</u></p> <p><u>(オ) 別記2の第2のⅠ世代交代円滑化タイプによる助成金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。</u></p> <p>ク～コ (略)</p> <p>サ <u>事業実施年度の3年前の年度の4月以降に農業経営を開始した者であること。</u></p> <p>シ・ス (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>合支援事業実施要綱の別記2農の雇用事業（以下「農の雇用事業」という。）、新規就農者確保加速化対策実施要綱の別記2就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業（以下「就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業」という。）、新規就農者確保緊急対策実施要綱の別記2雇用就農者実践研修支援事業（以下「雇用就農者実践研修支援事業」という。）による助成金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) 新規就農者育成総合対策実施要綱の別記1経営発展支援事業（以下「経営発展支援事業」という。）、新規就農者確保緊急対策実施要綱の別記6初期投資促進事業（以下「令和4年度補正初期投資促進事業」という。）又は別記2<u>初期投資促進事業について補助対象事業費の上限額</u>である1,000万円（夫婦で共同経営する場合は夫婦で1,500万円）の<u>助成</u>を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。</p> <p>(新設)</p> <p>ク～コ (略)</p> <p>サ <u>令和3年4月以降に農業経営を開始した者であること。</u></p> <p>シ・ス (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p>

改正後	改正前
<p>第6 交付対象者の手続</p> <p>1 就農準備支援資金 (略)</p> <p>2 経営開始支援資金 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) 交付申請  (1)の承認を受けた者は、交付申請書(別紙様式第19号)を作成し、交付主体に資金の交付を申請する。交付の申請は1か月分から1年分までの間で交付主体が定める単位として行い、原則として、申請する資金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。また、申請の対象は、<u>事業実施年度の前年度の4月以降の農業経営</u>とする。  なお、交付対象となる農業経営を開始してから半年以上が経過しており、かつ、(6)の就農状況報告を1回以上行っている場合は、最大2年までの対象期間分の資金を申請することができる。</p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>第7 交付主体の手続等</p> <p>1 就農準備支援資金 (1)～(5) (略)</p> <p>(6) 研修終了後の確認  ア 就農状況の確認  (略)  (ア) (略)  (イ) 農の雇用事業等の研修生となっている者  <u>雇用就農緊急支援資金、雇用就農資金又は就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業</u>による確認結果について、それぞれの事業実施主体に照会する。</p>	<p>第6 交付対象者の手続</p> <p>1 就農準備支援資金 (略)</p> <p>2 経営開始支援資金 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) 交付申請  (1)の承認を受けた者は、交付申請書(別紙様式第19号)を作成し、交付主体に資金の交付を申請する。交付の申請は1か月分から1年分までの間で交付主体が定める単位として行い、原則として、申請する資金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。また、申請の対象は、<u>令和5年4月以降の農業経営</u>とする。  なお、交付対象となる農業経営を開始してから半年以上が経過しており、かつ、(6)の就農状況報告を1回以上行っている場合は、最大2年までの対象期間分の資金を申請することができる。</p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>第7 交付主体の手続等</p> <p>1 就農準備支援資金 (1)～(5) (略)</p> <p>(6) 研修終了後の確認  ア 就農状況の確認  (略)  (ア) (略)  (イ) 農の雇用事業等の研修生となっている者  雇用就農資金又は就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業による確認結果について、それぞれの事業実施主体に照会する。</p>

改正後		改正前	
(ウ) (略) イ～エ (略) (7)～(13) (略) 2 (略) 3 交付対象者情報の共有 (1)～(4) (略) (5) 交付主体等は、 <u>雇用就農緊急支援資金及び雇用就農資金</u> の第6の10の照会があった場合、 <u>準備支援資金交付対象者又は開始支援資金交付対象者の就農状況に関する情報を提供する。</u> (6) (略)		(ウ) (略) イ～エ (略) (7)～(13) (略) 2 (略) 3 交付対象者情報の共有 (1)～(4) (略) (5) 交付主体等は、 <u>雇用就農資金</u> の第6の10の照会があった場合、 <u>準備支援資金交付対象者又は開始支援資金交付対象者の就農状況に関する情報を提供する。</u> (6) (略)	
別紙様式第2号		別紙様式第2号	
<p style="text-align: center;">経営開始支援資金申請追加資料</p> (略)		<p style="text-align: center;">経営開始支援資金申請追加資料</p> (略)	
1～5 (略)		1～5 (略)	
6 その他		6 その他	
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
雇用就農資金、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、 <u>雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農緊急支援資金</u> による助成金の交付、経営継承・発展支	(略)	雇用就農資金、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、 <u>雇用就農者実践研修支援事業による助成金の交付、経営継承・発展支援事業、経営発展支援事</u>	(略)

改正後		改正前	
援事業、経営発展支援事業、 令和4年度補正初期投資促進 事業又は世代交代・初期投資 促進事業による補助金の交付		業、令和4年度補正初期投資 促進事業又は初期投資促進事 業による補助金の交付	
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)		(略)	
7 (略)		7 (略)	
添付書類 別添1～9 (略)		添付書類 別添1～9 (略)	
別紙様式第9—1号 就農状況報告(独立・自営就農) (略)		別紙様式第9—1号 就農状況報告(独立・自営就農) (略)	
1～9 (略)		1～9 (略)	
添付書類 1～6 (略)		添付書類 1～6 (略)	
7. 環境負荷低減のチェックシート(原則、1月の報告の際のみ 添付する。) *6		7. 環境負荷低減のチェックシート(原則、1月の報告の際のみ 添付する。)	
*1～5 (略)		*1～5 (略)	
*6 経営開始支援資金の交付を受けた者のみ添付する。		(新設)	
別紙様式第14号		別紙様式第14号	
就農届		就農届	



改正後		改正前	
<p>実践研修支援事業、雇用就農者 実践研修支援事業、<u>雇用就農緊急支援資金</u>による助成（農業法人等として）、経営継承・発展支援事業による助成</p>		<p>実践研修支援事業、雇用就農者 実践研修支援事業による助成 （農業法人等として）、経営継承・発展支援事業による助成</p>	
<p>※1～3 （略）</p> <p>（略）</p> <p>別紙様式第22号 就農準備・経営開始支援事業に係る個人情報の取扱いについて 第1 本事業における個人情報 本事業において作成する交付対象者情報に記載し、データベースに登録される、交付対象者に係る個人情報の取扱いについては、<u>個人情報保護法（平成15年法律第57号）</u>等の規定に基づき適切に対応する必要があります。</p> <p>また、第2に掲げる用途において、個人情報の記載や確認が必要となることから、個人情報の利用目的を明らかにし、準備支援資金交付対象者及び開始支援資金交付対象者本人の同意を得ることにより、本事業を実施してください。</p> <p>（別紙）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>		<p>※1～3 （略）</p> <p>（略）</p> <p>別紙様式第22号 就農準備・経営開始支援事業に係る個人情報の取扱いについて 第1 本事業における個人情報 本事業において作成する交付対象者情報に記載し、データベースに登録される、交付対象者に係る個人情報の取扱いについては、<u>都道府県及び市町村が定める個人情報保護条例等</u>の規定に基づき適切に対応する必要があります。</p> <p>また、第2に掲げる用途において、個人情報の記載や確認が必要となることから、個人情報の利用目的を明らかにし、準備支援資金交付対象者及び開始支援資金交付対象者本人の同意を得ることにより、本事業を実施してください。</p> <p>（別紙）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	
<p>就農準備・経営開始支援事業に係る個人情報の取扱いについて</p> <p>交付主体は、就農準備・経営開始支援事業の実施に際して得た個人情報について、<u>個人情報保護法（平成15年法律第57号）</u>等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用しま</p>		<p>就農準備・経営開始支援事業に係る個人情報の取扱いについて</p> <p>交付主体は、就農準備・経営開始支援事業の実施に際して得た個人情報について、<u>都道府県及び市町村が定める個人情報保護条例等</u>の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用し</p>	

改正後		改正前	
<p>す。</p> <p>また、交付主体は、本事業による交付対象者の研修状況や就農状況の確認等のフォローアップ活動、交付申請内容の確認、国等への報告等で利用するほか、本事業等の実施のために、提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録し、必要最小限度内において関係機関（注）へ提供し、又は確認する場合があります。</p>		<p>ます。</p> <p>また、交付主体は、本事業による交付対象者の研修状況や就農状況の確認等のフォローアップ活動、交付申請内容の確認、国等への報告等で利用するほか、本事業等の実施のために、提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録し、必要最小限度内において関係機関（注）へ提供し、又は確認する場合があります。</p>	
(略)	(略)	(略)	(略)

改正後	改正前
<p>(別記2)</p> <p style="text-align: center;"><u>世代交代・初期投資促進事業</u></p> <p>第1 事業の趣旨  <u>農業分野において、今後急速な世代交代期が到来することに鑑み、将来の農地の受け手となる新規就農者等の円滑な経営継承及び早期の経営発展に向けた取組を支援するとともに、次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組を支援する。</u></p> <p>第2 事業の種類</p> <p><u>I 世代交代円滑化タイプ</u>  <u>将来の農地の受け手となる新規就農者等が実施する、農業用機械・施設等の修繕・撤去・移設等の経営資源の有効利用に向けた取組、法人化や専門家の活用等の円滑な経営移譲に向けた取組、農業用機械・施設等の導入を支援する事業</u></p> <p><u>II 初期投資促進タイプ</u>  次世代を担う農業者となることを志向し、就農後の経営発展に資する取組を行う場合、都道府県支援分の2倍を国が支援する事業</p> <p><u>III 推進事業</u>  都道府県及び市町村等が実施する助成金の交付等に係る推進事務を行う事業</p> <p>第5 事業内容</p> <p><u>I 世代交代円滑化タイプ</u></p>	<p>(別記2)</p> <p style="text-align: center;"><u>初期投資促進事業</u></p> <p>第1 事業の趣旨  次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組を支援する。</p> <p>第2 事業の種類  (新設)</p> <p><u>1 初期投資促進事業</u>  次世代を担う農業者となることを志向し、就農後の経営発展に資する取組を行う場合、都道府県支援分の2倍を国が支援する事業</p> <p><u>2 推進事業</u>  都道府県及び市町村等が実施する助成金の交付等に係る推進事務を行う事業</p> <p>第5 事業内容  (新設)</p>

改正後	改正前
<p>1 <u>交付対象者の要件</u>  <u>取組主体は、以下の要件を満たす者又は6により交付対象者と共同で申請を行う者（以下「共同申請者」という。）に対し、予算の範囲内で助成金を交付する。</u></p> <p><u>(1) 独立・自営就農時の年齢が原則 50 歳未満の新規就農者又はその者が経営する法人であること。</u></p> <p><u>(2) 事業実施年度の3年前の年度の4月以降に農業経営を開始した者又は法人（当該農業経営の主宰権を有する役員に就農時の年齢が原則 50 歳未満、かつ、事業実施年度の3年前の年度の4月以降に農業経営を開始した者を含む法人に限る。）であること。</u></p> <p><u>(3) 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農をしている又はする予定であること。</u></p> <p><u>ア 農地の所有権又は利用権（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 3 条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第 1 項各号に該当するもの、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年 5 月 27 日法律第 56 号。以下「令和 4 年改正法」という。）附則第 5 条に基づく公告があったもの、令和 4 年改正法附則第 9 条に基づく公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条の規定に基づく公告があったもの、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成 30 年法律第 68 号）第 4 条に基づく認定を受けたもの又は特定作業受委託契約を締結したものをいう。）を交付対象者（交付対象者が法人の場合は、当該法人の役員を含む。イにおいて同じ。）が有していること。</u></p> <p><u>イ 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>ウ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。</u></p> <p><u>エ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。</u></p> <p><u>オ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。</u></p> <p><u>(4) 青年等就農計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画をいう。以下同じ。）又は農業経営改善計画（基盤強化法第12条第1項に規定する農業経営改善計画をいう。以下同じ。）の認定を受けること。</u></p> <p><u>(5) 基盤強化法第19条第1項に基づく、農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化を促進する計画（以下「地域計画」という。）のうち目標地区（同条第3項の地図をいう。以下同じ。）に位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれ、かつ、当該地域計画が以下のア又はイを満たすこと。</u></p> <p><u>ア 将来像が明確化された地域計画（以下の（ア）及び（イ）を満たす地域計画）</u></p> <p><u>（ア）農用地の将来に関する目標</u></p> <p><u>次に掲げる基準を全て満たすものであること。</u></p> <p><u>a 地域計画における「将来の目標とする集積率」（以下「目標集積率」という。）が「現状の集積率」（以下「現状集積率」という。）を下回らないこと</u></p> <p><u>b 目標集積率が8割以上であること</u></p> <p><u>※ ただし、都府県にあっては、農業地域類型（「農</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>林統計に用いる地域区分の制定について</u>」（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）の農業地域類型区分別基準指標の分類をいう。以下同じ。）が、市町村を単位として中間農業地域又は山間農業地域である場合、目標集積率が次のいずれかを満たせば可とする。</p> <p><u>(a) 現状集積率が5割未満の場合にあつては、6割以上であること。</u></p> <p><u>(b) 現状集積率が5割以上6割未満の場合にあつては、現状集積率から10ポイント以上増加するものであること。</u></p> <p><u>(c) 現状集積率が6割以上の場合にあつては、6割以上であること。</u></p> <p><u>(イ) 受け手不在農地の面積の割合</u>  <u>地域計画における区域内の農用地等面積から地域内の農業を担う者一覧に掲げる者の10年後における経営面積及び作業受託面積の合計を控除した面積の割合が、次に掲げる基準を満たすものであること。</u></p> <p><u>a 農業地域類型が都市的地域又は平地農業地域である場合にあつては、1割未満であること</u></p> <p><u>b 農業地域類型が中間農業地域又は山間農業地域である場合にあつては、2割未満であること</u></p> <p><u>(ウ) 将来像が明確化された地域計画の要件を判断するに当たっての留意事項</u></p> <p><u>a アの地域計画に複数の目標地図が含まれている場合にあつては、地域計画を単位として判断するものとする。</u></p> <p><u>b 交付対象者が複数の地域計画に位置付けられる場</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>合にあっては、受益地の過半が将来像が明確化された地域計画に含まれるものとする。</u></p> <p><u>イ 目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画</u></p> <p><u>(6) 4の成果目標を5の目標年度までに達成可能な就農・経営継承計画兼取組状況報告(別紙様式第1号-1)(以下「就農・経営継承計画等」という。)であると取組主体に認められること。</u></p> <p><u>(7) 青色申告を行うこと。</u></p> <p><u>(8) 機械・施設の取得費用等について、交付対象者が金融機関から融資を受けること。</u></p> <p><u>(9) 豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥を飼養する農業経営の場合は、都道府県による飼養衛生管理基準遵守状況等について確認が行われていること。</u></p> <p><u>(10) 就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること。</u></p> <p><u>(11) 新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知)の別記1経営発展支援事業(以下「経営発展支援事業」という。)、同実施要綱の別記2経営開始資金、新規就農者確保緊急対策実施要綱(令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知)の別記6初期投資促進事業(以下「令和4年度補正初期投資促進事業」という。)、別記1就農準備・経営開始支援事業のうち経営開始支援資金、別記2世代交代・初期投資促進事業の第2のⅡ又は経営継承・発展等支援事業実施要綱(令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知)別記1の経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>受けておらず、かつ過去に受けていないこと。</u></p> <p><u>(12) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）に基づく環境負荷低減に取り組む意思があること。</u></p> <p><u>2 助成対象</u></p> <p><u>助成の対象となる事業内容は、次に掲げる取組であつて、交付対象者の円滑な就農・経営発展を目的として取り組むものであり、かつ、4の成果目標の達成に直結するものとする。</u></p> <p><u>(1) 経営資源の有効利用に向けた取組</u>  <u>農業用機械・施設等の経営資源を交付対象者が継承・利用するために必要となる修繕、移設、撤去等の取組に要する経費</u></p> <p><u>(2) 円滑な経営移譲に向けた取組</u>  <u>法人化、専門家の活用等の農業経営の移譲に向けた取組に要する経費（定款の認証料等の法人設立費用、専門家謝金、旅費等）</u></p> <p><u>(3) 経営発展に向けた取組</u>  <u>IIの2を助成対象とする。</u></p> <p><u>3 助成額</u></p> <p><u>(1) 補助率</u></p> <p><u>ア 2の（1）及び（2）の取組については、補助率1／3以内とする。</u></p> <p><u>イ 2の（3）の取組については、当該取組に当たり都道府県が支援する額の2倍（整備等内容ごとにそれぞれ千円未満切捨て）を支援する。ただし、国の支援は補助率</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>1 / 2以内とする。</u></p> <p><u>(2) 補助額</u> <u>国の補助額の上限は、600万円とする。</u></p> <p><u>4 成果目標</u> <u>成果目標は、以下の(1)及び(2)とする。</u></p> <p><u>(1) 農業経営改善計画の認定を受けること。</u></p> <p><u>(2) 以下のア又はイを達成すること。</u></p> <p><u>ア 交付対象者が1の(5)のアの地域計画に位置付けられる場合</u> <u>目標年度の経営規模(作付面積、飼養頭数、農業所得、販売額のいずれか。以下同じ。)が、事業実施年度の経営規模より増加していること。</u></p> <p><u>イ 交付対象者が1の(5)のイの地域計画に位置付けられる場合</u> <u>目標年度の経営規模が、事業実施年度の経営規模の120%以上となること。</u> <u>ただし、以下の(ア)又は(イ)に該当する場合にあっては、目標年度の経営規模が、事業実施年度の経営規模の110%以上となること。</u></p> <p><u>(ア) 主たる品目について、事業実施年度の経営規模が、地域内の農業を担う者の平均を上回っている</u></p> <p><u>(イ) 事業実施年度の経営規模が、市町村基本構想(基盤強化法第6条第1項に規定する基本構想をいう。)における新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標を上回っている</u></p> <p><u>5 目標年度</u> <u>事業実施年度の3年後の年度とする。</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>6 共同申請</u></p> <p><u>(1) 交付対象者は、2の(1)又は(2)の取組を実施する場合に限り、経営移譲者等(第8の7の地域サポート計画に位置付けられた関係機関を含む。)と共同申請を行うことができる。ただし、共同申請者が2の(3)の取組を実施することはできない。</u></p> <p><u>(2) 共同申請を行う場合は、交付対象者と共同申請者の間で、就農・経営継承計画等において、農業経営の継承や就農後の経営発展に向けた取組内容・スケジュール、経営資産の譲渡時期・譲渡額、法人化の時期等を定め、当該内容に基づき、取組を実施するものとする。</u></p> <p><u>(3) 共同申請者が本事業により整備した経営資源については、原則として目標年度までの間に交付対象者に譲渡し、又は目標年度までの間、交付対象者に貸し付ける(当該経営資源が農地等の不動産の場合に限る。)ものとする。</u></p> <p><u>(4) 共同申請者が本事業により整備した機械・施設等を交付対象者に譲渡し、又は貸し付ける場合、その譲渡額又は賃借料は、「当該機械・施設等の残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額－助成額」により算出される額以内とする。</u></p> <p><u>7 留意事項</u></p> <p><u>(1) 交付対象者が研修中であるなど、事業実施時点において経営を開始していない場合は、6による共同申請を行うこととする。その際、交付対象者は、原則として、事業実施年度の翌年度までに経営を開始し、1の要件を満たすことを確約すること。また、この場合、1、4及び5の「事業実施年度」を「経営開始年度」に読み替えるものとする。</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>る。</u></p> <p><u>(2) 経営移譲者等（共同申請者を含む。）が所有する土地、建物、機械、株式等の資産の購入又は賃貸借に係る経費（所得税、法人税、贈与税、不動産取得税、固定資産税等を含む。）、訴訟等に係る費用、交付対象者の就農・経営発展に関係しない経費、補助事業実施の有無にかかわらず発生する経費、本事業以外の国の助成事業による支援を受け、又は受ける予定となっている経費は補助対象としない。</u></p> <p><u>(3) 同一の機械・施設等に対し、2の（1）及び（3）を併用することは不可とする。</u></p> <p><u>(4) 2の（1）の事業費は25万円以上とする。</u></p> <p><u>(5) 2の（1）において対象となる機械・施設等は、Ⅱの2の（2）、（3）のイ、ウの（イ）及び（4）に準ずるものとする。</u></p> <p><u>(6) 補助事業等により取得した財産の修繕、移設、撤去等を実施する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準」（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は、承認を受ける見込みであること。</u></p> <p><u>(7) 交付対象者は、本事業により整備した機械・施設等について、就農・経営継承計画等により、その利用状況を報告すること。また、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって適切な管理を行うとともに、本事業の目的に従って効率的運用を図ること。</u></p> <p>Ⅱ 初期投資促進タイプ</p> <p>1 交付対象者の要件</p>	<p>(新設)</p> <p>1 交付対象者の要件</p>

改正後	改正前
<p>取組主体は、以下の要件を満たす者又は法人に対し、予算の範囲内で助成金を交付する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>令和5年度又は令和6年度中に農業経営を開始し、次に掲げる要件を満たす独立・自営就農をしている又はする予定であること。</u></p> <p>ア 農地の所有権又は利用権（農地法）第3条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第1項各号に該当するもの、<u>令和4年改正法附則第5条に基づく公告があったもの、令和4年改正法附則第9条に基づく公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく公告があったもの、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条に基づく認定を受けたもの又は特定作業受委託契約を締結したものをいう。</u>）を交付対象者（交付対象者が法人の場合は、当該法人の役員を含む。イにおいて同じ。）が有していること。</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>(3) 青年等就農計画の認定を受けていること。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 地域計画のうち目標地図に位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること、人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知。以下「人・農地プラン進め方通知」という。）の2の(1)の実質化された人・農地プラン、同通知の3により実質化された人・農地プランとみなすこ</p>	<p>取組主体は、以下の要件を満たす者又は法人（以下「<u>交付対象者</u>」という。）に対し、予算の範囲内で助成金を交付する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>事業実施の年度又は前年度に農業経営を開始し、次に掲げる要件を満たす独立・自営就農をしている又はする予定であること。</u></p> <p>ア 農地の所有権又は利用権（農地法（<u>昭和27年法律第229号</u>）第3条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第1項各号に該当するもの、<u>農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号。以下「令和4年改正法」という。）</u>附則第5条に基づく公告があったもの、令和4年改正法附則第9条に基づく公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく公告があったもの、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（<u>平成30年法律第68号</u>）第4条に基づく認定を受けたもの又は特定作業受委託契約を締結したものをいう。）を交付対象者（交付対象者が法人の場合は、当該法人の役員を含む。イにおいて同じ。）が有していること。</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>(3) 青年等就農計画（<u>基盤強化法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画をいう。以下同じ。</u>）の認定を受けていること。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 地域計画（<u>基盤強化法第19条第1項に規定する地域計画をいう。</u>）のうち目標地図（<u>同条第3項の地図をいう。以下同じ。</u>）に位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること、人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知。以下「人・農地プラン進め方通知」という。）の2の(1)の</p>

改正後	改正前
<p>とができると判断できる既存の人・農地プラン及び同通知の4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる人・農地プラン以外の同種取決め等（以下別記2において「人・農地プラン」という。）に中心となる経営体として位置づけられ、若しくは位置づけられることが確実と見込まれること又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること（以下「目標地図に位置づけられた者等」という。）。</p> <p>(7) 経営発展支援事業、<u>新規就農者育成総合対策実施要綱の別記3雇用就農資金</u>（以下「雇用就農資金」という。）、令和4年度補正初期投資促進事業、<u>雇用就農緊急対策実施要綱</u>（令和6年12月25日付け6経営第1765号農林水産事務次官依命通知）の別記2雇用就農緊急支援資金（以下「雇用就農緊急支援資金」という。）、別記2の第2のI「<u>世代交代円滑化タイプ</u>」による助成金又は経営継承・発展等支援事業実施要綱別記1の経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。</p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>2 助成対象</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (1)の事業内容は、個々の事業内容ごとに、次に掲げる基準を満たすものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 機械・施設等の<u>整備</u>に当たっては、一般競争入札の実</p>	<p>実質化された人・農地プラン、同通知の3により実質化された人・農地プランとみなすことができると判断できる既存の人・農地プラン及び同通知の4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる人・農地プラン以外の同種取決め等（以下別記2において「人・農地プラン」という。）に中心となる経営体として位置づけられ、若しくは位置づけられることが確実と見込まれること又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること（以下「目標地図に位置づけられた者等」という。）。</p> <p>(7) <u>新規就農者育成総合対策実施要綱</u>（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）の別記1経営発展支援事業（以下「<u>経営発展支援事業</u>」という。）、<u>同実施要綱の別記3雇用就農資金</u>（以下「雇用就農資金」という。）、<u>新規就農者確保緊急対策実施要綱</u>（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）の別記6の初期投資促進事業（以下「<u>令和4年度補正初期投資促進事業</u>」という。）による助成金又は経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知）別記1の経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。</p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>2 助成対象</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (1)の事業内容は、個々の事業内容ごとに、次に掲げる基準を満たすものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 機械・施設等の<u>購入先の選定</u>に当たっては、一般競争</p>

改正後	改正前
<p>施、複数の業者からの見積り徴取等により、<u>公正な業者選定及び事業費の低減</u>に向けた取組を行うこと。</p> <p>ウ (1) のアについては次に掲げる基準を満たすこと</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 原則として、運搬用トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、<u>ショベルローダー</u>、<u>バックホ</u>、GPSガイダンスシステム等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。ただし、以下に掲げる場合には、この限りではない。</p> <p>a <u>フォークリフト</u>、<u>ショベルローダー</u>、<u>バックホ</u>、GPSガイダンスシステム（農業用機械に設置するものに限る。）等の機械については、以下の要件を全て満たすものであること。</p> <p>(a) ～ (c) (略)</p> <p>b (略)</p> <p>(ウ) 整備を予定している機械・施設等が、交付対象者の成果目標の達成に直結するものであること。</p> <p>(エ) ～ (ク) (略)</p> <p>(ケ) 導入等を予定している機械等が、トラクター、コンバイン又は田植え機である場合には、位置情報及び作業時間に関するデータ（以下「農機データ」という。）を当該機械メーカー以外のシステムでも利用できるよう、当該機械メーカーがAPI（Application Programming Interface：複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組み）を自社のウェブサイトや農業データ連携基盤等で公表し、農機データを連携できる環境を整備していること。</p>	<p>入札の実施、複数の業者からの見積り徴取等により、事業費の低減に向けた取組を行うこと。</p> <p>ウ (1) のアについては次に掲げる基準を満たすこと</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 原則として、運搬用トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、<u>ショベルローダ</u>、<u>バックホ</u>、GPSガイダンスシステム等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。ただし、以下に掲げる場合には、この限りではない。</p> <p>a <u>フォークリフト</u>、<u>ショベルローダ</u>、<u>バックホ</u>、GPSガイダンスシステム（農業用機械に設置するものに限る。）等の機械については、以下の要件を全て満たすものであること。</p> <p>(a) ～ (c) (略)</p> <p>b (略)</p> <p>(ウ) 整備を予定している機械・施設等が、交付対象者の<u>初期投資促進事業計画等</u>の成果目標の達成に直結するものであること。</p> <p>(エ) ～ (ク) (略)</p> <p>(ケ) 導入等を予定している機械等が、トラクター、コンバイン又は田植え機である場合には、位置情報及び作業時間に関するデータ（以下「農機データ」という。）を当該機械メーカー以外のシステムでも利用できるよう、当該機械メーカーがAPI（Application Programming Interface：複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組み）を自社のウェブサイトや農業データ連携基盤等で公表し、農機データを連携できる環境を整備していること。</p>

改正後	改正前
<p>ただし、当該機械メーカーが農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していない場合又は<u>本事業により導入等を予定している機械</u>でなければ成果目標を達成できないと取組主体が認める場合は除く。</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 助成額</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 複数の青年就農者が法人を設立し、共同経営する場合であって、<u>1の(1)</u>の要件を満たす者(当該法人が目標地図に位置づけられた者等に限る。)については、経営開始支援資金又は経営開始資金の交付を受ける者にあつては500万円、受けない者にあつては1,000万円(当該法人に夫婦を含む場合は、当該夫婦について、経営開始支援資金又は経営開始資金の交付を受ける場合は750万円、受けない場合は1,500万円)を合算した額又は2,000万円のいずれか低い額を上限額とする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第6 交付対象者の手続</p> <p>1 <u>交付対象者事業計画の承認申請</u></p> <p>本事業の助成を受けようとする者又は法人は、<u>就農・経営継承計画等又は初期投資促進事業計画等</u>(以下「<u>交付対象者事業計画</u>」という。)を作成し、取組主体に承認申請する。</p> <p>なお、<u>交付対象者事業計画</u>を作成するに当たっては、取組主体に相談し、計画の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、都道府県普及指導センター等の関係機関、第8の7のサポート体制の関係者等から助言及び指導を受けることとする。</p>	<p>ただし、当該機械メーカーが農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していない場合及び導入等を予定している機械でなければ成果目標を達成できないと取組主体が認める場合は除く。</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 助成額</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 複数の青年就農者が法人を設立し、共同経営する場合であつて、<u>第5の1の(1)</u>の要件を満たす者(当該法人が目標地図に位置づけられた者等に限る。)については、経営開始支援資金又は経営開始資金の交付を受ける者にあつては500万円、受けない者にあつては1,000万円(当該法人に夫婦を含む場合は、当該夫婦について、経営開始支援資金又は経営開始資金の交付を受ける場合は750万円、受けない場合は1,500万円)を合算した額又は2,000万円のいずれか低い額を上限額とする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第6 交付対象者の手続</p> <p>1 <u>初期投資促進事業計画等の承認申請</u></p> <p>本事業の助成を受けようとする者又は法人は、<u>初期投資促進事業計画等</u>を作成し、取組主体に承認申請する。</p> <p>なお、<u>初期投資促進事業計画等</u>を作成するに当たっては、取組主体に相談し、計画の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、都道府県普及指導センター等の関係機関、第8の7のサポート体制の関係者等から助言及び指導を受けることとする。</p>

改正後	改正前
<p>2 <u>交付対象者事業計画</u>の変更申請  交付対象者は、<u>交付対象者事業計画</u>に記載された取組を変更し、中止し、又は廃止する場合は、取組主体に計画の変更を承認申請する。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 実績報告  交付対象者は、<u>交付対象者事業計画</u>に記載された取組を完了したときは、実績報告兼助成金支払請求書（別紙様式第3号）を作成し、取組主体に報告する。</p> <p>5 就農状況報告等  (1) 就農状況報告  交付対象者は、事業実施の翌年度から<u>交付対象者事業計画</u>に定めた目標年度の翌年度まで、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月（実績報告後1回目の報告においては、実績報告後又は就農後からの期間）の就農・経営継承計画等又は就農状況報告（別紙様式第4号）<u>（以下「就農状況報告等」という。）</u>を取組主体に提出する。  また、交付対象者は、毎年1回、就農状況報告等の際（原則、毎年1月末までの報告時）に、別紙様式第4号別添5の環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、前回のチェックシートの提出以降（実績報告後1回目の報告においては、実績報告後又は就農後からの期間）に実施した旨をチェックした上で、当該チェックシートを取組主体に提出する。</p> <p>(2) 住所等変更報告</p>	<p>2 <u>初期投資促進事業計画等</u>の変更申請  交付対象者は、<u>初期投資促進事業計画等</u>に記載された取組を変更し、中止し、又は廃止する場合は、取組主体に計画の変更を承認申請する。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 実績報告  交付対象者は、<u>初期投資促進事業計画等</u>に記載された取組を完了したときは、実績報告兼助成金支払請求書（別紙様式第3号）を作成し、取組主体に報告する。</p> <p>5 就農状況報告等  (1) 就農状況報告  交付対象者は、事業実施の翌年度から<u>初期投資促進事業計画等</u>に定めた目標年度の翌年度まで、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月（実績報告後1回目の報告においては、実績報告後又は就農後からの期間）の就農状況報告（別紙様式第4号）を取組主体に提出する。  また、交付対象者は、毎年1回、就農状況報告の際（原則、毎年1月末までの報告時）に、別紙様式第4号別添5の環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、前回のチェックシートの提出以降（実績報告後1回目の報告においては、実績報告後又は就農後からの期間）に実施した旨をチェックした上で、当該チェックシートを取組主体に提出する。</p> <p>(2) 住所等変更報告</p>

改正後	改正前
<p>交付対象者は、<u>交付対象者事業計画</u>に定めた目標年度までに氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届（別紙様式第5号）を取組主体に提出する。ただし、別記1の第6の2の（6）のイ又は就農準備資金・経営開始資金の第6の2の（6）のイにより住所等変更届を提出している場合は、本報告を行ったものとみなすことができる。</p> <p>(3) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>第7 都道府県の手続等</p> <p>1 新規就農者育成方針の作成</p> <p>都道府県は、本事業の実施に当たって、都道府県における新規就農者確保に向けた以下の内容を明確化した新規就農者育成方針（以下「育成方針」という。）を作成し、公表するものとする。</p> <p>(1) 新規就農者の確保に向けた課題、目標</p> <p>(2) 新規就農者に対するサポート内容</p> <p>(3) 本事業の交付対象者候補を選定するために都道府県が独自に設定する要件</p> <p>(4) 本事業の交付対象者候補を選定するための基礎となる<u>別表1-2の2</u>に基づく都道府県加算ポイントの設定</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第8 取組主体の手続等</p> <p>1 <u>交付対象者事業計画</u>作成への助言及び指導</p> <p>取組主体は、本事業の助成を受けようとする者又は法人が</p>	<p>交付対象者は、<u>初期投資促進事業計画等</u>に定めた目標年度までに氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届（別紙様式第5号）を取組主体に提出する。ただし、別記1の第6の2の（6）のイ又は就農準備資金・経営開始資金の第6の2の（6）のイにより住所等変更届を提出している場合は、本報告を行ったものとみなすことができる。</p> <p>(3) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>第7 都道府県の手続等</p> <p>1 新規就農者育成方針の作成</p> <p>都道府県は、本事業の実施に当たって、都道府県における新規就農者確保に向けた以下の内容を明確化した新規就農者育成方針（以下「育成方針」という。）を作成し、公表するものとする。</p> <p>(1) 新規就農者の確保に向けた課題、目標</p> <p>(2) 新規就農者に対するサポート内容</p> <p>(3) 本事業の交付対象者候補を選定するために都道府県が独自に設定する要件</p> <p>(4) 本事業の交付対象者候補を選定するための基礎となる<u>別表1の2</u>に基づく都道府県加算ポイントの設定</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第8 取組主体の手続等</p> <p>1 <u>初期投資促進事業計画等</u>作成への助言及び指導</p> <p>取組主体は、本事業の助成を受けようとする者又は法人が<u>初</u></p>

改正後	改正前
<p><u>交付対象者事業計画</u>を作成するに当たっては、当該者又は法人に対し、都道府県普及指導センター等の関係機関、7のサポート体制の関係者等と協力して、<u>交付対象者事業計画</u>の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、必要な助言及び指導を行うものとする。</p> <p>2 <u>交付対象者事業計画</u>の承認 取組主体は、本事業の助成を受けようとする者又は法人から<u>交付対象者事業計画</u>の承認申請があった場合には、内容について審査し、第9の2の(3)により都道府県に承認を受けた<u>市町村事業計画</u>に基づくものと認められる場合は承認するものとする。<u>交付対象者事業計画</u>を承認した場合は、申請した者又は法人に通知する。</p> <p>3 <u>交付対象者事業計画</u>の変更の承認 取組主体は、<u>交付対象者事業計画</u>の変更申請があった場合は、2の手續に準じて、承認する。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 就農状況等の確認 (1) <u>就農状況報告等</u>の確認 就農状況報告等を受けた取組主体は、7のサポートチームと協力し、実施状況を確認し、必要な場合は、サポートチームと連携して適切な助言及び指導を行うものとする。なお、<u>就農状況報告等</u>の確認、助言及び指導は、就農状況確認チェックリスト(別紙様式第7号)を用いて、交付対象者の状況に応じた効果的な方法で実施するものとする。 (2) 経営状況の確認</p>	<p><u>期投資促進事業計画等</u>を作成するに当たっては、当該者又は法人に対し、都道府県普及指導センター等の関係機関、7のサポート体制の関係者等と協力して、<u>初期投資促進事業計画等</u>の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、必要な助言及び指導を行うものとする。</p> <p>2 <u>初期投資促進事業計画等</u>の承認 取組主体は、本事業の助成を受けようとする者又は法人から<u>初期投資促進事業計画等</u>の承認申請があった場合には、内容について審査し、第9の2の(3)により都道府県に承認を受けた<u>市町村初期投資促進計画事業計画</u>に基づくものと認められる場合は承認するものとする。<u>初期投資促進事業計画等</u>を承認した場合は、申請した者又は法人に通知する。</p> <p>3 <u>初期投資促進事業計画等</u>の変更の承認 取組主体は、<u>初期投資促進事業計画等</u>の変更申請があった場合は、2の手續に準じて、承認する。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 就農状況等の確認 (1) <u>就農状況報告</u>の確認 就農状況報告を受けた取組主体は、7のサポートチームと協力し、実施状況を確認し、必要な場合は、サポートチームと連携して適切な助言及び指導を行うものとする。なお、<u>就農状況報告</u>の確認、助言及び指導は、就農状況確認チェックリスト(別紙様式第7号)を用いて、交付対象者の状況に応じた効果的な方法で実施するものとする。 (2) 経営状況の確認</p>

改正後	改正前
<p>取組主体は、(1)の確認に加え、サポートチームと協力して交付対象者の経営状況の把握に努めることとし、事業実施の翌年度から<u>交付対象者事業計画に定めた目標年度まで</u>、必ず年1回は、以下のアからウまでの方法により、就農状況確認チェックリスト(別紙様式第7号)を用いて、交付対象者の経営状況と課題を交付対象者とともに確認し、青年等就農計画、<u>成果目標</u>の達成に向けて経営改善等が必要な場合は、適切な助言及び指導を行うものとする。</p> <p>ア 交付対象者への面談  (ア)・(イ) (略)  (ウ) <u>交付申請者事業計画</u>の達成に向けた取組状況  (エ) (略)  イ・ウ (略)  (3) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 サポート体制の整備  (1)・(2) (略)  (3) 交付対象者が早期に経営を安定・発展させ、地域に定着していけるよう、サポート体制の関係者は次に掲げるア及びイについて、サポートチームは次に掲げるウについて行うものとする。  ア 1の<u>交付対象者事業計画</u>作成への助言及び指導  イ・ウ (略)</p> <p>8 整備した機械・施設等の管理運営等  取組主体は、交付対象者に対し、<u>本事業により導入した機</u></p>	<p>取組主体は、(1)の確認に加え、サポートチームと協力して交付対象者の経営状況の把握に努めることとし、事業実施の翌年度から<u>2年間</u>、必ず年1回は、以下のアからウまでの方法により、就農状況確認チェックリスト(別紙様式第7号)を用いて、交付対象者の経営状況と課題を交付対象者とともに確認し、青年等就農計画の達成に向けて経営改善等が必要な場合は、適切な助言及び指導を行うものとする。</p> <p>ア 交付対象者への面談  (ア)・(イ) (略)  (ウ) <u>初期投資促進事業計画等</u>の達成に向けた取組状況  (エ) (略)  イ・ウ (略)  (3) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 サポート体制の整備  (1)・(2) (略)  (3) 交付対象者が早期に経営を安定・発展させ、地域に定着していけるよう、サポート体制の関係者は次に掲げるア及びイについて、サポートチームは次に掲げるウについて行うものとする。  ア 1の<u>初期投資促進事業計画等</u>作成への助言及び指導  イ・ウ (略)</p> <p>8 整備した機械・施設等の管理運営等  取組主体は、交付対象者に対し、<u>第5の2(1)により整</u></p>

改正後	改正前
<p>械・施設、家畜（肥育牛を除く。）、果樹・茶の改植を行った樹園地等（以下「導入機械等」という。）を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その整備目的に即して最も効率的な運用を図り、適正に管理運営するよう指導するものとする。</p> <p>(1) 管理方法</p> <p>ア 取組主体は、<u>導入機械等</u>について、助成金の交付目的に沿った適正な管理を行わせるため、<u>交付対象者</u>に対し、耐用年数に相当する期間（リースの場合はリース期間）に準じて処分制限期間を設定させるものとする。</p> <p>イ 取組主体は、<u>交付対象者</u>に対し、<u>導入機械等</u>の管理状況を明確にするため財産管理台帳を備え置かせるものとする。</p> <p>ウ 取組主体は、<u>交付対象者</u>に対し、<u>本事業により導入した機械・施設等</u>の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、管理運営日誌、利用簿等を適宜作成、整備及び保存させるものとする。</p> <p>エ (略)</p> <p>(2) 財産処分の手続</p> <p>取組主体は、<u>導入機械等</u>について、<u>交付対象者</u>が(1)のアで設定した処分制限期間内に、当該助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）第22条に準じた財産処分として、都</p>	<p>備した機械・施設、家畜、果樹・茶の改植を行った樹園地等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その整備目的に即して最も効率的な運用を図り、適正に管理運営するよう指導するものとする。</p> <p>(1) 管理方法</p> <p>ア 取組主体は、<u>交付対象者が第5の2(1)により整備した機械・施設、家畜（肥育牛を除く。）等</u>について、助成金の交付目的に沿った適正な管理を行わせるため、耐用年数に相当する期間（リースの場合はリース期間）に準じて処分制限期間を設定させるものとする。</p> <p>イ 取組主体は、<u>交付対象者</u>に対し、<u>第5の2(1)により整備した機械・施設、家畜（肥育牛を除く。）等</u>の管理状況を明確にするため財産管理台帳を備え置かせるものとする。</p> <p>ウ 取組主体は、<u>交付対象者</u>に対し、<u>第5の2(1)アの機械・施設等</u>の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、管理運営日誌、利用簿等を適宜作成、整備及び保存させるものとする。</p> <p>エ (略)</p> <p>(2) 財産処分の手続</p> <p>取組主体は、<u>交付対象者が第5の2(1)により整備した機械・施設、家畜等</u>について、(1)のアで設定した処分制限期間内に、当該助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」とい</p>

改正後	改正前
<p>道府県、市町村交付規則等に基づき、財産処分の申請を行わせ、取組主体の承認を受けさせるものとする。また、取組主体は、当該申請の内容を承認するときは、財産処分の基準等に留意し、その必要性を検討しなければならない。</p>	<p>う。) 第 22 条に準じた財産処分として、都道府県、市町村交付規則等に基づき、財産処分の申請を行わせ、取組主体の承認を受けさせるものとする。また、取組主体は、当該申請の内容を承認するときは、財産処分の基準等に留意し、その必要性を検討しなければならない。</p>
<p>(3) ・ (4) (略)</p>	<p>(3) ・ (4) (略)</p>
<p>9 (略)</p>	<p>9 (略)</p>
<p>10 交付対象者情報の共有</p>	<p>10 交付対象者情報の共有</p>
<p>(1) ~ (3) (略)</p>	<p>(1) ~ (3) (略)</p>
<p>(4) 取組主体等は、<u>雇用就農緊急支援資金及び雇用就農資金の第 6 の 10 の照会があった場合</u>、交付対象者の就農状況に関する情報を提供する。</p>	<p>(4) 取組主体等は、<u>雇用就農資金の第 6 の 10 の照会があった場合</u>、交付対象者の就農状況に関する情報を提供する。</p>
<p>(5) (略)</p>	<p>(5) (略)</p>
<p>第 9 事業計画等</p>	<p>第 9 事業計画等</p>
<p>1 (略)</p>	<p>1 (略)</p>
<p>2 事業計画の作成</p>	<p>2 事業計画の作成</p>
<p>(1) 全国事業計画の作成</p>	<p>(1) 全国事業計画の作成</p>
<p>ア 全国農業委員会ネットワーク機構は、全国事業計画（別紙様式第 8 号）を作成し、交付申請時に提出する。</p>	<p>ア 全国農業委員会ネットワーク機構は、全国事業計画（別紙様式第 8 号）を作成し、交付申請時に提出する。</p>
<p>イ <u>アの全国事業計画を変更し、第 2 の I 及び II の経費を III の経費に流用する場合は、変更交付申請時に提出する。</u></p>	<p>イ <u>アの全国事業計画を変更し、第 2 の 1 の経費を 2 の経費に流用する場合は、変更交付申請時に提出する。</u></p>
<p>(2) <u>都道府県事業計画</u>の作成</p>	<p>(2) <u>都道府県初期投資促進事業計画</u>の作成</p>
<p>ア 都道府県は、本事業の助成を受けようとする者又は法人の取組の内容について適当であるか等を確認し、<u>第 2 の I の事業については別表 1 - 1 のポイント表、第 2 の II の事</u></p>	<p>ア 都道府県は、本事業の助成を受けようとする者又は法人の取組の内容について適当であるか等を確認し、<u>別表 1 の 1 のポイント表及び第 7 の 1 の (4) で設定した都道府県</u></p>

改正後	改正前
<p>業については別表1-2の1のポイント表及び第7の1の(4)で設定した都道府県加算ポイントによりポイント付けの上、<u>都道府県世代交代・初期投資促進事業計画</u>（別紙様式第9号。以下「<u>都道府県事業計画</u>」という。）を作成し、地方農政局長（北海道にあつては経営局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出する。</p> <p>イ 国は、アで提出のあつた<u>都道府県事業計画</u>について、<u>第2のIとIIの事業ごとに、本事業の助成を受けようとする者又は法人の取組をポイントの高い順に予算の範囲内で採択するものとする。</u>なお、同ポイントの場合は国庫助成金の低い事業、国庫助成金も同額である場合は総事業費の高い取組計画を優先的に採択する。<u>ただし、第2のIIの事業において、別表1-2の1の共通ポイントの合計値が9点未満の場合は、採択しないものとする。</u></p> <p>ウ 地方農政局長は、イで採択されることになった取組に係る<u>都道府県事業計画</u>を承認し、通知する。</p> <p>(3) <u>市町村事業計画</u>の作成 市町村は、本事業の助成を受けようとする者又は法人の<u>交付対象者事業計画</u>について適当であるか確認の上、<u>市町村世代交代・初期投資促進事業計画</u>（別紙様式第10号。以下「<u>市町村事業計画</u>」という。）を作成し、都道府県の承認を得る。 なお、市町村は、(2)のアで都道府県が行うポイント付けについて、関連する書類の確認等に協力するものとする。</p> <p>(4) 計画の重要な変更 (2)の<u>都道府県事業計画</u>、(3)の<u>市町村進事業計画</u>について、以下の項目につき変更を行う場合は、それぞれ</p>	<p>加算ポイントによりポイント付けの上、<u>都道府県初期投資促進事業計画</u>（別紙様式第9号）を作成し、地方農政局長（北海道にあつては経営局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出する。</p> <p>イ 国は、アで提出のあつた<u>都道府県初期投資促進事業計画</u>について、本事業の助成を受けようとする者又は法人の取組をポイントの高い順に予算の範囲内で採択するものとする。なお、同ポイントの場合は国庫助成金の低い事業、国庫助成金も同額である場合は総事業費の高い取組計画を優先的に採択する。</p> <p>ウ 地方農政局長は、イで採択されることになった取組に係る<u>都道府県初期投資促進事業計画</u>を承認し、通知する。</p> <p>(3) <u>市町村初期投資促進事業計画</u>の作成 市町村は、本事業の助成を受けようとする者又は法人の<u>初期投資促進事業計画等</u>について適当であるか確認の上、<u>市町村初期投資促進事業計画</u>（別紙様式第10号）を作成し、都道府県の承認を得る。 なお、市町村は、(2)のアで都道府県が行うポイント付けについて、関連する書類の確認等に協力するものとする。</p> <p>(4) 計画の重要な変更 (2)の<u>都道府県初期投資促進事業計画</u>、(3)の<u>市町村初期投資促進事業計画</u>について、以下の項目につき変更</p>

改正後	改正前
<p>の手續に準じて行うものとする。 ア～エ (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 事業実績報告の作成 (1) (略) (2) <u>都道府県事業実績報告</u>の作成 ア 都道府県は、<u>都道府県世代交代・初期投資促進事業実績報告</u>(別紙様式第9号。以下「<u>都道府県事業実績報告</u>」という。)を作成し、事業実施年度の翌年度の9月末までに地方農政局長に報告する。 都道府県は、<u>都道府県事業実績報告</u>の作成に当たり、新規就農者に関する目標の達成状況、<u>交付対象者事業計画</u>の進捗状況、達成状況等の評価を行うこととする。 また、(3)により目標年度の翌年度に市町村から改善措置の報告があった場合は、必要に応じて、市町村及び交付対象者に対し、ヒアリングを実施するなどし、改善に向けた指導及び助言を行うものとする。 イ 地方農政局長は、アの報告を受けた後、当該<u>都道府県事業実績報告</u>を全国農業委員会ネットワーク機構に報告する。</p> <p>(3) <u>市町村事業実績報告</u>の作成 市町村は、<u>市町村世代交代・初期投資促進事業実績報告</u>(別紙様式第10号。以下「<u>市町村事業実績報告</u>」という。)を作成し、都道府県に報告する。 <u>市町村事業実績報告</u>の作成に当たっては、関係機関と連携し、新規就農者に関する目標の達成状況、<u>交付対象者事業計画</u>の進捗状況、達成状況等の評価を行うこととする。</p>	<p>を行う場合は、それぞれの手續に準じて行うものとする。 ア～エ (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 事業実績報告の作成 (1) (略) (2) <u>都道府県初期投資促進事業実績報告</u>の作成 ア 都道府県は、<u>都道府県初期投資促進事業実績報告</u>(別紙様式第9号)を作成し、事業実施年度の翌年度の9月末までに地方農政局長に報告する。 都道府県は、<u>都道府県初期投資促進事業実績報告</u>の作成に当たり、新規就農者に関する目標の達成状況、交付対象者の<u>初期投資促進事業計画等</u>の進捗状況、達成状況等の評価を行うこととする。 また、(3)により目標年度の翌年度に市町村から改善措置の報告があった場合は、必要に応じて、市町村及び交付対象者に対し、ヒアリングを実施するなどし、改善に向けた指導及び助言を行うものとする。 イ 地方農政局長は、アの報告を受けた後、当該<u>都道府県初期投資促進事業実績報告</u>を全国農業委員会ネットワーク機構に報告する。</p> <p>(3) <u>市町村初期投資促進事業実績報告</u>の作成 市町村は、<u>市町村初期投資促進事業実績報告</u>(別紙様式第10号)を作成し、都道府県に報告する。 <u>市町村初期投資促進事業実績報告</u>の作成に当たっては、関係機関と連携し、新規就農者に関する目標の達成状況、交付対象者の<u>初期投資促進事業計画等</u>の進捗状況、達成状況等の評価を行うこととする。</p>

改正後

また、目標年度の翌年度の7月末の就農状況報告の確認において、交付対象者事業計画で実施することとしていた取組を未実施又は達成していなかった場合は、翌年度を目標とする改善計画を提出させるなど、適切な改善措置を講じ、併せて報告する。

(4) (略)

第10 推進事業

助成金の交付事業（経営発展支援事業及び令和4年度補正初期投資促進事業を含む。）を推進するため、全国農業委員会ネットワーク機構、取組主体等は推進事業として以下の事業を実施することができる。推進事業の対象経費（以下「推進事業費」という。）は別表2のとおりとし、事業の一部を外部に委託することができる。なお、全国農業委員会ネットワーク機構、取組主体等の会計に属する助成金及び推進事業費の預託に係る利子収入は、本事業に要する推進事業費に充てることができるものとする。

- 1 助成金の交付事業の実施に関する事務
- 2 助成金の交付事業に関する普及活動（第5のIの事業に限る。）
- 3 助成金の交付事業の交付対象者の指導活動

(別表1-1)

世代交代円滑化タイプにおけるポイント表

No.	項目		ポイント
1	研修	① 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目を含む研修を	1

改正前

また、目標年度の翌年度の7月末の就農状況報告の確認において、交付対象者が初期投資促進事業計画等で実施することとしていた取組を未実施又は達成していなかった場合は、翌年度を目標とする改善計画を提出させるなど、適切な改善措置を講じ、併せて報告する。

(4) (略)

第10 推進事業

助成金の交付事業（経営発展支援事業及び令和4年度補正初期投資促進事業を含む。）を推進するため、全国農業委員会ネットワーク機構、取組主体等は推進事業として以下の事業を実施することができる。推進事業の対象経費（以下「推進事業費」という。）は別表2のとおりとし、事業の一部を外部に委託することができる。なお、全国農業委員会ネットワーク機構、取組主体等の会計に属する助成金及び推進事業費の預託に係る利子収入は、本事業に要する推進事業費に充てることができるものとする。

- 1 助成金の交付事業の実施に関する事務  
(新設)
- 2 助成金の交付事業の交付対象者の指導活動

(新設)

改正後				改正前			
			概ね1年以上(概ね1,200時間以上)受けている				
			② 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目について研修を概ね1年以上(概ね1,200時間以上)受けている			2	
			③ ②に加え、販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修を受けている			3	
	2	サポート体制	①-1 地域サポート計画が策定されている			1	
			①-2 ①-1に加え、普及指導センターの普及指導活動の対象者として選定されている			2	
			①-3 ①-2に加え、①-1の地域サポート計画の支援分野の全て*1について、担当機関・部署が明確になっている			3	
			② 第5のIの2の(1)及び(2)の取組について、都道府県又は市町村が合わせて、補助率1/3以上の支援を実施する			5	
			補助率1/6以上の支援を実施する			3	
3	経営管理の合理化		① 圃場等に農作業の記録(施肥量、農薬散布量、作業時間等)を毎日つける			1	

改正後				改正前			
		<u>③ ②に加え、GAP 認証等を取得する※2</u>	<u>3</u>				
<u>4</u>	<u>経営の発展</u>	<u>目標年度の経営規模の増加割合が、成果目標で定める基準より</u> <u>50 ポイント以上高い</u> <u>40 ポイント以上高い</u> <u>30 ポイント以上高い</u> <u>20 ポイント以上高い</u> <u>10 ポイント以上高い</u>	<u>5</u> <u>4</u> <u>3</u> <u>2</u> <u>1</u>				
<u>5</u>	<u>法人化</u>	<u>① 農業経営を法人化している又は事業実施年度内に法人化する</u> <u>② ①に加え、GAP 認証等を取得する※2</u>	<u>5</u> <u>3</u>				
<u>6</u>	<u>家族経営協定を書面で締結している※3</u>		<u>1</u>				
<u>7</u>	<u>農業版事業継続計画（BCP）を策定している</u>		<u>1</u>				
<u>8</u>	<u>データを活用した農業を実践する</u>		<u>2</u>				
<u>9</u>	<u>みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受ける</u>		<u>2</u>				
<u>合計（最大）</u>			<u>30</u>				
<p>※1 <u>支援分野は「技術・経営指導」、「農地確保支援」、「機械・施設等の確保支援」、「資金相談」、「農業者による指導」、「販路支援」、「生活に係る支援（住居、子育て等）」、「事務局・全体調整」。</u></p> <p>※2 <u>JGAP、ASIAGAP 若しくは GLOBALG. A. P. の認証を取得し、又は国際水準 GAP ガイドラインに準拠した都道府県 GAP のうち、自治体等が農業者の都道府県 GAP への取組状況を審査する仕組みを有しているものについて、当該審査に合格</u></p>							

改正後	改正前
<p><u>したものも含まれるものとする。</u></p> <p>※3 <u>法人の場合は就業規則等、一人で農業経営する場合は家族経営協定に類するものとして自らの働き方に関する規定を</u> <u>書面で定めている場合に同協定を定めているものとみなす。</u></p> <p>(別表1-2)</p> <p>1 共通ポイント (略) ※1～※4 (略)</p> <p>2 都道府県加算ポイント (1) <u>都道府県は、本事業の実施を要望した者の数(1の共通ポイントの合計値が9点以上の者に限る)に3を乗じて得た数(直近年度の認定新規就農者の新規認定数が、直近年度の前年度の新規認定数を上回っている都道府県にあつては、3.3を乗じて得た数)を都道府県加算ポイントとして使用する。</u></p> <p>(2) <u>都道府県は、(1)のポイントの範囲内で新規就農者に求める取組等を設定し、取組主体から申請のあった本事業の助成を受けようとする者に対して、都道府県加算ポイント付けすることができる。ただし、付与できるポイント数は、当該申請者の共通ポイントの合計値の1/2(小数点以下切り捨て)を上限とする。</u></p> <p>(別紙)</p> <p>機械・施設等をリース導入する場合の留意点等</p>	<p>(別表1)</p> <p>1 共通ポイント (略) ※1～※4 (略)</p> <p>2 都道府県加算ポイント (1) <u>都道府県は、過去(事業実施の前々年度までの3年間の平均)の認定新規就農者の新規認定数と本事業の実施を要望した者数の平均に3を乗じて得た数を都道府県加算ポイントとして使用する。</u></p> <p>(2) <u>都道府県は、(1)のポイントの範囲内で新規就農者に求める取組等を設定し、取組主体から申請のあった本事業の助成を受けようとする者に対して、都道府県加算ポイント付けすることができる。</u></p> <p>(別紙)</p> <p>機械・施設等をリース導入する場合の留意点等</p>

改正後	改正前
<p>1 申請方式については、交付対象者とリース契約予定事業者との共同申請を原則とすること。この場合の助成金は、交付対象者が選定した機械・施設等の購入を行ったリース事業者（<u>リース導入共同申請者</u>）へ支払うこととする。</p> <p>2・3 (略)</p> <div data-bbox="226 499 1115 571" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">(略)</div> <p><u>別紙様式第1号-1</u></p> <p style="text-align: center;"><u>就農・経営継承計画兼取組状況報告</u> <u>事業実施後〇年目（〇月～〇月分）</u></p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">[申請者]</p> <p style="text-align: center;">住 所： _____</p> <p style="text-align: center;">氏 名（法人名）： _____</p> <p><u>新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）別記2第6の1の規定に基づき世代交代円滑化事業計画の承認を申請します。</u></p>	<p>1 申請方式については、交付対象者とリース契約予定事業者との共同申請を原則とすること。この場合の助成金は、交付対象者が選定した機械・施設等の購入を行ったリース事業者（<u>共同申請者</u>）へ支払うこととする。</p> <p>2・3 (略)</p> <div data-bbox="1205 499 2094 571" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">(略)</div> <p>(新設)</p>

改正後		改正前
<b>1 就農状況</b>		
就農状況	<input type="checkbox"/> 既に農業経営を開始している <input type="checkbox"/> 農業経営を開始していない (現在の状態： )	
経営開始 (予定) 時期	令和 年 月 独立・自営就農 (予定) 時の年齢：○歳	
就農 (予定) 地		
就農形態	<input type="checkbox"/> 新たに農業経営を開始※ <sub>1</sub> <input type="checkbox"/> 親 (三親等以内の親族を含む。以下同じ。) の農業経営とは別に新たな部門を開始※ <sub>2</sub> <input type="checkbox"/> 親の農業経営を継承※ <sub>3</sub> [ <input type="checkbox"/> 全体、 <input type="checkbox"/> 一部 ] <input type="checkbox"/> 法人の (共同) 経営	
※ <sub>1</sub> 非農家出身者で独立・自営就農する者の場合 ※ <sub>2</sub> 農家出身者で親の農業経営を継承せずに独立・自営就農する者の場合 ※ <sub>3</sub> 農家出身者で親の農業経営を継承して独立・自営就農する者の場合		
<b>2 経営概要 (※申請時に未就農の方は就農時の予定を記入)</b>		
営農類型		
経営面積	作目： a	
飼養頭数	作目： a	
羽数	合計： a	

改正後

改正前

農業所得					
農業経営の構成 (交付対象者本人・家族労働力)	氏名	生年月日 (年齢)	交付対象者との続柄 (法人経営にあっては役職)	年間の農業従事日数	担当業務
従業員数	常時雇用者数	人(うち女性 人)			
	臨時雇用者数	人(うち女性 人)			
法人化の予定	<input type="checkbox"/> 既に法人化している(設立時期: 年 月) <input type="checkbox"/> 有り(時期: 年 月頃) <input type="checkbox"/> 無し (法人化しない理由: )				
3 就農・経営継承・経営発展に向けた取組方針					
4 共同申請					
共同申請の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
※以下は共同申請「有」の場合のみ記載する。					

改正後					改正前				
共同申請者の情報	<u>氏名（団体名）</u>								
	<u>住所</u>								
	<u>交付申請者との関係（続柄）</u>								
<u>経営移譲に向けた取組内容</u>	※取組内容・スケジュール、経営資産の譲渡時期・譲渡額、法人化の時期等を具体的に記入する								
※ 申請者が未就農の場合は、必ず共同申請者を設定すること。									
5 <u>取組内容（事業内容）</u>									
<u>経営資源の有効利用に向けた取組</u>									
<u>取組内容</u>	経営資源の名称、修繕・移設・撤去等の取組の詳細を記載								
<u>取組の背景</u>	当該経営資源の修繕・移設・撤去等を行う理由・必要性、具体的な支障の内容等を記載								
<u>取組実施者</u>									
<u>事業費（円）</u>	<u>国費</u>	<u>都道府県費</u>	<u>市町村費</u>	<u>自己負担費</u>	<u>合計</u>				
<u>円滑な経営移譲に向けた取組</u>									
<u>取組内容</u>	活用する専門家、相談事項、法人化に向けた取組事項等を記載								

改正後						改正前					
<u>取組の背景</u>	取組を行う理由・必要性、経営移譲に係る支障の内容等を記載										
<u>取組実施者</u>											
<u>事業費 (円)</u>	<u>国費</u>	<u>都道府県 費</u>	<u>市町村 費</u>	<u>自己負担 費</u>	<u>合計</u>						
<u>経営発展に向けた取組</u>											
<u>取組内容</u>	機械等（能力、台数）、リース機械等（能力、台数）等										
<u>事業費 (円)</u>	<u>国費</u>	<u>都道府県 費</u>	<u>市町村 費</u>	<u>自己負担 費</u>	<u>合計</u>						
6 <u>地域計画への位置付け</u>											
<u>地域計画の地区名</u>											
<u>地域計画の分類</u>	<input type="checkbox"/> 将来像が明確化された地域計画 <input type="checkbox"/> 目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画										
<u>位置付けの状況</u>	<input type="checkbox"/> 位置付けられている <input type="checkbox"/> 位置付けられることが確実										
<u>当該地域計画内での経営内容</u>	<u>現状</u>	作目：_____ a									
	<u>10年後 (予定)</u>	作目：_____ a									
※交付対象者が複数の地域計画に位置付けられる場合は、行を											

改正後	改正前																									
<p>追加し、全ての地域計画について記載すること。</p> <p>7 成果目標</p> <p>(1) 農業経営改善計画の認定</p> <p>認定予定年度：令和○年度</p> <div style="border: 1px solid black; height: 80px; width: 100%;"></div> <p>(2) 経営規模<sup>※1</sup></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">①現状<sup>※2</sup> (令和○年)</th> <th style="text-align: center;">②目標 (令和○年)</th> <th style="text-align: center;">②/①</th> <th style="text-align: center;">備考<sup>※3</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>作付面積</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>飼養頭数</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業所得</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>販売額</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 作付面積、飼養頭数、農業所得、販売額のいずれかを選択</p> <p>※2 申請時に未就農の方は、経営開始時の予定値を記載する</p> <p>※3 第5のIの4の(2)のイについて、(ア)又は(イ)に該当する場合は記載</p> <p>8 成果目標の達成状況、目標達成に向けた今後の課題と改善に向けた取組</p> <p>(就農状況報告時に記載)</p> <div style="border: 1px solid black; height: 80px; width: 100%;"></div>	項目	①現状 <sup>※2</sup> (令和○年)	②目標 (令和○年)	②/①	備考 <sup>※3</sup>	作付面積			%		飼養頭数			%		農業所得			%		販売額			%		
項目	①現状 <sup>※2</sup> (令和○年)	②目標 (令和○年)	②/①	備考 <sup>※3</sup>																						
作付面積			%																							
飼養頭数			%																							
農業所得			%																							
販売額			%																							

改正後

改正前

9 本事業により整備した経営資源の利用状況（取組状況報告時に記載）

--

10 地域のサポート体制について（取組状況報告時に記載）

	専属担当者 (経営・技術)	専属担当者 (営農資金)	専属担当者(農地)
氏名又は職名			

相談実績又は今後相談したいことについて

--

11 農業共済その他農業関係の保険への加入状況について（就農状況報告時に記載）

（どちらかにチェックする。）

	<u>加入している</u>
	<u>加入していない</u>

（「加入している」にチェックした場合は以下も記載する。）

加入している農業共済等の名称	
----------------	--

改正後	改正前
<p><u>添付書類（申請時）</u>  <u>別添 1：収支計画＊ 1</u>  <u>別添 2：履歴書</u>  <u>別添 3：確約書＊ 2</u>  <u>別添 4：経営を開始した時期を証明する書類＊ 1</u>  <u>別添 5：農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類＊ 1</u>  <u>別添 6：身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）</u>  <u>別添 7：地域計画の写し</u>  <u>別添 8：環境負荷低減のチェックシート＊ 1</u></p> <p><u>＊ 1 申請時に未就農の場合は、経営開始後に提出する。</u>  <u>＊ 2 申請時に未就農の場合に限る。</u></p> <p><u>添付書類（取組状況報告時）</u>  <u>別添 1：作業日誌の写し</u>  <u>別添 2：決算書及び確定申告時の青色申告決算書の写し（7月の報告の際のみ添付する。）</u>  <u>別添 3：環境負荷低減のチェックシート（原則、1月の報告の際のみ添付する。）</u>  <u>別添 4：農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類（経営移譲等により名義等の変更があった場合に限る。）</u></p> <p><u>別紙様式第 1 号- 2</u></p> <p>初期投資促進事業申請追加資料</p>	<p><u>別紙様式第 1 号</u></p> <p>初期投資促進事業申請追加資料</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">住 所： 氏 名： (生年月日： 年 月 日： 歳)</p> <p><u>新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）別記2第6の1の規定に基づき初期投資促進事業計画等の承認を申請します。</u></p> <p>1～9 (略)</p> <p>別添1</p> <p style="text-align: center;">収支計画</p> <p>* <u>第5のIIの1の(5)</u>により経営の全部又は一部を継承する場合は「現状」の欄に継承する経営の直近（事業実施の前年又は前々年度）の実績を記載すること。 (略)</p> <p>別添2 (略)</p>	<p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">住 所： 氏 名： (生年月日： 年 月 日： 歳)</p> <p><u>初期投資促進事業の実施について、関係書類を添えて承認申請します。</u></p> <p><u>なお、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）の規定を遵守し、農業経営に励むことを誓約します。</u></p> <p>1～9 (略)</p> <p>別添1</p> <p style="text-align: center;">収支計画</p> <p>* <u>第5の1の(5)</u>により経営の全部又は一部を継承する場合は「現状」の欄に継承する経営の直近（事業実施の前年又は前々年度）の実績を記載すること。 (略)</p> <p>別添2 (略)</p>

改正後	改正前
<p>別添3</p> <p style="text-align: center;"><u>確約書</u></p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>殿</p> <p>住 所：</p> <p>氏 名：</p> <p>(生年月日： 年 月 日： 歳)</p> <p>私は、事業終了後に就農する予定であるため、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱別記2の第5のIの7の(1)の規定に基づき、原則として、事業完了年度の翌年度までに経営を開始し、同要綱別記2の第5のIの1に規定された要件を満たすことを確約します。</p> <p>別紙様式第1号別添 個票（機械・施設等の導入の取組用）</p> <p style="text-align: center;">機械・施設導入等計画書</p> <p>機械・施設等の導入の取組 (略)</p> <p>注1 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>別紙様式第1号別添 個票（機械・施設等の導入の取組用）</p> <p style="text-align: center;">機械・施設導入等計画書</p> <p>機械・施設等の導入の取組 (略)</p> <p>注1 (略)</p>

改正後	改正前
<p>注2：<u>添付書類は、以下のとおり。</u>  <u>① 販売会社の見積書の写し等</u>  <u>② その他取組主体が必要と認める資料</u>  (削る。)</p> <p>別紙様式第1号別添  個票（リース方式による機械等の導入の取組用）</p> <p style="text-align: center;">機械・施設等リース計画書</p> <p>リース方式による機械等の導入の取組  (略)</p> <p>注1～注3 (略)</p> <p>注4：<u>添付書類は、以下のとおり。</u>  <u>① 販売会社の見積書の写し等</u>  <u>② その他事業実施主体が必要と認める資料</u>  (削る。)</p> <p>別紙様式第2号</p> <p style="text-align: center;"><u>世代交代・初期投資促進事業交付申請書</u>  令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p>	<p>注2：<u>別紙の調書に必要事項を記入の上、併せて提出してください。</u></p> <p>注3：<u>添付書類は、以下のとおり。</u>  <u>① 販売会社の見積書の写し等</u>  <u>② その他取組主体が必要と認める資料</u></p> <p>別紙様式第1号別添  個票（リース方式による機械等の導入の取組用）</p> <p style="text-align: center;">機械・施設等リース計画書</p> <p>リース方式による機械等の導入の取組  (略)</p> <p>注1～注3 (略)</p> <p>注4：<u>別紙の調書に必要事項を記入の上、併せて提出してください。</u></p> <p>注5：<u>添付書類は、以下のとおり。</u>  <u>① 販売会社の見積書の写し等</u>  <u>② その他事業実施主体が必要と認める資料</u></p> <p>別紙様式第2号</p> <p style="text-align: center;">初期投資促進事業交付申請書  令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p>

改 正 後	改 正 前																										
<p>氏名</p> <p>新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）別記2第6の3の規定に基づき交付を申請します。</p> <p><b>【世代交代円滑化タイプ・初期投資促進タイプ】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">交付申請額</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>うち国費助成金</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>うち都道府県負担額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td><u>うち市町村負担額</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>うちその他</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td><b>【参考】自己負担</b></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table> <p>資金の振込口座</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="height: 20px;">(略)</td> </tr> </table> <p>別紙様式第3号</p> <p style="text-align: center;"><u>世代交代・初期投資促進事業実績報告兼助成金支払請求書</u> 令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">氏名</p>	交付申請額	円	うち国費助成金	円	うち都道府県負担額	円	<u>うち市町村負担額</u>		うちその他	円	<b>【参考】自己負担</b>	円	(略)	<p>氏名</p> <p>新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）別記2第6の3の規定に基づき交付を申請します。</p> <p>(新設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">交付申請額</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>うち国費助成金</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>うち都道府県負担額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>うちその他</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td><b>【参考】自己負担</b></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table> <p>資金の振込口座</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="height: 20px;">(略)</td> </tr> </table> <p>別紙様式第3号</p> <p style="text-align: center;"><u>初期投資促進事業実績報告兼助成金支払請求書</u> 令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">氏名</p>	交付申請額	円	うち国費助成金	円	うち都道府県負担額	円	(新設)		うちその他	円	<b>【参考】自己負担</b>	円	(略)
交付申請額	円																										
うち国費助成金	円																										
うち都道府県負担額	円																										
<u>うち市町村負担額</u>																											
うちその他	円																										
<b>【参考】自己負担</b>	円																										
(略)																											
交付申請額	円																										
うち国費助成金	円																										
うち都道府県負担額	円																										
(新設)																											
うちその他	円																										
<b>【参考】自己負担</b>	円																										
(略)																											

改正後	改正前
<p>新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）別記2第6の4の規定に基づき実績を報告します。</p> <p>（なお、併せて金 円を精算払いによって交付されたく請求します。）</p>	<p>新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）別記2第6の4の規定に基づき実績を報告します。</p> <p>（なお、併せて金 円を精算払いによって交付されたく請求します。）</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>※ (略)</p>	<p>※ (略)</p>
<p>別紙様式第4号</p> <p style="text-align: center;">就農状況報告 <u>(初期投資促進タイプ)</u> 事業実施後○年目 (○～○月分)</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">氏名</p>	<p>別紙様式第4号</p> <p style="text-align: center;">就農状況報告 事業実施後○年目 (○～○月分)</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">氏名</p>
<p>新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）別記2第6の5の(1)の規定に基づき就農状況報告を提出します。</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 第5のIIの1の(5)の場合</p>	<p>新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）別記2第6の5の(1)の規定に基づき就農状況報告を提出します。</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 第5の1の(5)の場合</p>

改正後	改正前
<p>(略)</p> <p>3～7 (略)</p> <p>8. 計画達成に向けた今後の課題と改善に向けた取組 (青年等就農計画及び別紙様式第1-1号及び1-2号の別添1の収支計画の達成に向けた課題、改善策並びにその取組状況を記載する。) (略)</p> <p>添付資料 別添1～5 (略)</p> <p>*1 (略)</p> <p>別紙様式第7号</p> <p style="text-align: center;">就農状況確認チェックリスト (参考例) ※ (略)</p>	<p>(略)</p> <p>3～7 (略)</p> <p>8. 計画達成に向けた今後の課題と改善に向けた取組 (青年等就農計画及び別紙様式第2号の別添1の収支計画の達成に向けた課題、改善策並びにその取組状況を記載する。) (略)</p> <p>添付資料 別添1～5 (略)</p> <p>*1 (略)</p> <p>別紙様式第7号</p> <p style="text-align: center;">就農状況確認チェックリスト (参考例) ※ (略)</p>
<p>(略)</p> <p>1 交付対象者への面談用 (これまでの状況について聞き取って下さい。) ア・イ (略) ウ 「<u>就農・経営継承計画</u>」又は「<u>初期投資促進事業計画等</u>」の達成に向けた取組状況 エ (略) 2～4 (略)</p> <p>別紙様式第8号 全国事業計画 (○年度) (実績報告)</p>	<p>(略)</p> <p>1 交付対象者への面談用 (これまでの状況について聞き取って下さい。) ア・イ (略) ウ <u>初期投資促進事業計画等</u>の達成に向けた取組状況 エ (略) 2～4 (略)</p> <p>別紙様式第8号 全国事業計画 (○年度) (実績報告)</p>

改正後	改正前																								
<p style="text-align: right;">番 号 令和 年 月 日</p> <p>農林水産省経営局長 殿</p> <p style="text-align: center;">所在地 事業実施主体</p> <p>新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）別記2の第9の2の(1)<u>(1)</u>の規定に基づき承認を受けたいので<sup>(2)</sup>、別添のとおり全国事業計画（実績報告）を申請<sup>(3)</sup>します。</p> <p>※ （略）</p> <p>別紙様式第8号別添 （略）</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 事業の交付計画（実績） 1 （略）</p> <p>2 都道府県への配分に係る計画（実績）</p> <table border="1" data-bbox="264 1251 1113 1422"> <tr> <td>事項</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>配分都道府県数</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>配分金額（円）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち世代交代円滑</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	事項	（略）	（略）	配分都道府県数			配分金額（円）			うち世代交代円滑			<p style="text-align: right;">番 号 令和 年 月 日</p> <p>農林水産省経営局長 殿</p> <p style="text-align: center;">所在地 事業実施主体</p> <p>新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）別記2の第9の2の(1) (1)の規定に基づき承認を受けたいので(2)、別添のとおり全国事業計画（実績報告）を申請(3)します。</p> <p>※ （略）</p> <p>別紙様式第8号別添 （略）</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 事業の交付計画（実績） 1 （略）</p> <p>2 都道府県への配分に係る計画（実績）</p> <table border="1" data-bbox="1243 1251 2092 1422"> <tr> <td>事項</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>配分都道府県数</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>配分金額（円）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	事項	（略）	（略）	配分都道府県数			配分金額（円）			(新設)		
事項	（略）	（略）																							
配分都道府県数																									
配分金額（円）																									
うち世代交代円滑																									
事項	（略）	（略）																							
配分都道府県数																									
配分金額（円）																									
(新設)																									

改 正 後				改 正 前			
	<u>化タイプ</u>				うち初期投資促進		
	うち初期投資促進				うち推進事業費		
	うち推進事業費						
3 事業費合計				3 事業費合計			
	区分	金額 (円)			区分	金額 (円)	
	<u>世代交代円滑化タイプ</u>				(新設)		
	うち都道府県				(新設)		
	初期投資促進タイプ				初期投資促進タイプ		
	うち都道府県				うち都道府県		
	推進事業費				推進事業費		
	うち都道府県				うち都道府県		
第3～第5 (略)				第3～第5 (略)			
別紙様式第9号				別紙様式第9号			
都道府県 <u>世代交代・初期投資促進事業計画</u> (実績報告) (○年度○○県)				都道府県 <u>初期投資促進事業計画</u> (実績報告) (○年度○○県)			
		番	号			番	号
		令和	年			令和	年
		月	日			月	日
○○農政局長		殿		○○農政局長		殿	
○○県知事				○○県知事			
新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱(令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知)別記2第9の2の(2) <sub>(1)</sub> の規定に基づき承認を受けたいので <sub>(2)</sub> 、別添のとおり都				新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱(令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知)別記2第9の2の(2) <sub>(1)</sub> の規定に基づき承認を受けたいので <sub>(2)</sub> 、別添のとおり都道府県			

改正後	改正前																																								
<p>道府県<u>世代交代・初期投資促進事業計画</u>（実績報告）（○年度○○県）を申請<sup>(3)</sup>します。</p> <p>別紙様式第9号別添</p> <p style="text-align: center;"><u>都道府県</u> <u>世代交代・初期投資促進</u></p> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 事業計画 <input type="checkbox"/> 実績報告</p> <p>事業実施年度 : 令和    年度 都道府県 :</p> <p>第1 事業計画 1 事業の交付計画（実績）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 25%;">交付申請者数 (人)</th> <th style="width: 25%;">交付金額 (円)</th> <th style="width: 35%;">参考 (略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世代交代</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>初期投資</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ (略)</p> <p>2 推進事業に関する計画（実績） (1) 推進事業費内訳</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">(略)</div> <p>(2) 都道府県推進事業計画（実績）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 25%;">事項</th> <th style="width: 25%;">内容</th> <th style="width: 35%;">金額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		交付申請者数 (人)	交付金額 (円)	参考 (略)	世代交代				初期投資				合計					事項	内容	金額 (円)					<p>初期投資促進事業計画（実績報告）（○年度○○県）を申請<sup>(3)</sup>します。</p> <p>別紙様式第9号別添</p> <p style="text-align: center;"><u>都道府県初期投資促進</u></p> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 事業計画 <input type="checkbox"/> 実績報告</p> <p>事業実施年度 : 令和    年度 都道府県 :</p> <p>第1 事業計画 1 事業の交付計画（実績）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 25%;">交付申請者数 (人)</th> <th style="width: 25%;">交付金額 (円)</th> <th style="width: 35%;">参考 (略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ (略)</p> <p>2 推進事業に関する計画（実績） (1) 推進事業費内訳</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">(略)</div> <p>(2) 都道府県推進事業計画（実績）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 25%;">事項</th> <th style="width: 25%;">内容</th> <th style="width: 35%;">金額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		交付申請者数 (人)	交付金額 (円)	参考 (略)	合計					事項	内容	金額 (円)				
	交付申請者数 (人)	交付金額 (円)	参考 (略)																																						
世代交代																																									
初期投資																																									
合計																																									
	事項	内容	金額 (円)																																						
	交付申請者数 (人)	交付金額 (円)	参考 (略)																																						
合計																																									
	事項	内容	金額 (円)																																						

改正後				改正前															
世代交代 円滑化	① (略)			① (略)															
	② (略)				② (略)														
	③事業の普及活動				(略)														
			合計																
初期投資 促進	① (略)																		
	② (略)																		
			合計																
(略)				(略)															
<p>3 事業費合計</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 80%;">事業費 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世代交代</td> <td></td> </tr> <tr> <td>初期投資</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					事業費 (円)	世代交代		初期投資		合 計		<p>3 事業費合計</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 80%;">事業費 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					事業費 (円)		
	事業費 (円)																		
世代交代																			
初期投資																			
合 計																			
	事業費 (円)																		
<p>第2～第3 (略)</p> <p>別紙様式第10号</p> <p style="text-align: center;"><u>市町村世代交代・初期投資促進事業計画(実績報告)</u> (○年度○○市町村)</p> <p style="text-align: right;">番 号 令和 年 月 日</p> <p>○○都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">○○市町村長</p>				<p>第2～第3 (略)</p> <p>別紙様式第10号</p> <p style="text-align: center;"><u>市町村初期投資促進事業計画(実績報告)</u>(○年度○○市町村)</p> <p style="text-align: right;">番 号 令和 年 月 日</p> <p>○○都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">○○市町村長</p>															

改正後

新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）別記2第9の2の（3）<sup>(1)</sup>の規定に基づき承認を受けたいので<sup>(2)</sup>、別添のとおり市町村世代交代・初期投資促進事業計画（実績報告）（〇年度〇〇市町村）を申請<sup>(3)</sup>します。

別紙様式第10号別添

市町村世代交代・初期投資促進

- 事業計画  
 実績報告

事業実施年度：令和 年度  
 都道府県：

第1 事業計画

1 事業の交付計画（実績）

	交付申請者数 (人)	交付金額 (円)		
			(略)	(略)
世代交代				
初期投資				
合計				

※ (略)

2 推進事業に関する計画（実績）

	事項	内容	金額 (円)
世代交代	① (略)		

改正前

新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）別記2第9の2の（3）<sup>(1)</sup>の規定に基づき承認を受けたいので<sup>(2)</sup>、別添のとおり市町村初期投資促進事業計画（実績報告）（〇年度〇〇市町村）を申請<sup>(3)</sup>します。

別紙様式第10号別添

市町村初期投資促進

- 事業計画  
 実績報告

事業実施年度：令和 年度  
 都道府県：

第1 事業計画

1 事業の交付計画（実績）

	交付申請者数 (人)	交付金額 (円)		
			(略)	(略)
合計				

※ (略)

2 推進事業に関する計画（実績）

	事項	内容	金額 (円)
①	(略)		

改正後				改正前				
円滑化	② (略)			② (略)				
	③事業の普及活動				(略)			
			合計					
初期投資 促進	① (略)							
	② (略)							
			合計					
(略)								
3 事業費合計				3 事業費合計				
		事業費 (円)				事業費 (円)		
世代交代				世代交代				
初期投資				初期投資				
合計				合計				
第2～第3 (略)				第2～第3 (略)				
別紙様式第11号 令和○年度 (○回目) 支払請求書				別紙様式第11号 令和○年度 (○回目) 支払請求書				
番 号 年 月 日				番 号 年 月 日				
殿				殿				
○○県知事 ○ ○ ○ ○				○○県知事 ○ ○ ○ ○				
令和 年 月 日付け 第 号で承認のあった都道府県世代交代・初期投資促進事業計画について、新規就農者確保緊急円滑化対				令和 年 月 日付け 第 号で承認のあった都道府県初期投資促進事業計画について、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱(令				

改正後						改正前					
策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）別記2第9の3の規定に基づき、請求をしたいので、下記により金 円を交付されたく請求する。						和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）別記2第9の3の規定に基づき、請求をしたいので、下記により金 円を交付されたく請求する。					
記						記					
(単位：円)						(単位：円)					
事項	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	事項	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>世代交代円滑化タイプ</u>						<u>初期投資促進事業</u>					
<u>初期投資促進タイプ</u>						推進事業費					
推進事業費						合計					
合計											
添付資料 都道府県世代交代・初期投資促進事業計画及び当該事業計画の地方農政局長の承認通知（写し）  別紙様式第12号 <u>世代交代・初期投資促進事業に係る個人情報の取扱いについて</u> 第1 本事業における個人情報 本事業において作成する交付対象者情報に記載し、データベースに登録される、交付対象者に係る個人情報の取扱いについては、 <u>個人情報保護法（平成15年法律第57号）等の規定に基づき適切に対応する必要があります。</u> また、第2に掲げる用途において、個人情報の記載や確認が必要となることから、個人情報の利用目的を明らかにし、準備支援資金交付対象者及び開始支援資金交付対象者本人の同意を得る						添付資料 都道府県 <u>初期投資促進事業計画</u> 及び当該事業計画の地方農政局長の承認通知（写し）  別紙様式第12号 <u>初期投資促進事業に係る個人情報の取扱いについて</u> 第1 本事業における個人情報 本事業において作成する交付対象者情報に記載し、データベースに登録される、交付対象者に係る個人情報の取扱いについては、 <u>都道府県及び市町村が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に対応する必要があります。</u> また、第2に掲げる用途において、個人情報の記載や確認が必要となることから、個人情報の利用目的を明らかにし、準備支援資金交付対象者及び開始支援資金交付対象者本人の同意を得るこ					

改正後		改正前	
<p>ことにより、本事業を実施してください。</p> <p>(別紙)</p> <p>(略)</p>		<p>とにより、本事業を実施してください。</p> <p>(別紙)</p> <p>(略)</p>	
<p><u>世代交代・初期投資促進事業に係る個人情報の取扱いについて</u></p> <p>交付主体は、<u>世代交代・初期投資促進事業</u>の実施に際して得た個人情報について、<u>個人情報保護法（平成15年法律第57号）</u>等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。</p> <p>また、交付主体は、本事業による交付対象者の研修状況や就農状況の確認等のフォローアップ活動、交付申請内容の確認、国等への報告等で利用するほか、本事業等の実施のために、提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録し、必要最小限度内において関係機関（注）へ提供し、又は確認する場合があります。</p>		<p><u>初期投資促進事業に係る個人情報の取扱いについて</u></p> <p>交付主体は、<u>初期投資促進事業</u>の実施に際して得た個人情報について、<u>都道府県及び市町村が定める個人情報保護条例等の規定</u>に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。</p> <p>また、交付主体は、本事業による交付対象者の研修状況や就農状況の確認等のフォローアップ活動、交付申請内容の確認、国等への報告等で利用するほか、本事業等の実施のために、提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録し、必要最小限度内において関係機関（注）へ提供し、又は確認する場合があります。</p>	
(略)	(略)	(略)	(略)

改正後	改正前
<p>(別記3)</p> <p style="text-align: center;">農業教育環境整備事業</p> <p>第4 取組主体</p> <p>1 (略)</p> <p>2 取組主体は、農業に関する知識・技術等の習得を目的とした<u>研修教育</u>（以下「農業教育」という。）を適切に実施することができる者とする。</p> <p>また、取組主体は、本事業により導入した農業機械等又は施設について、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）が経過するまでの間、適切な管理を行うことができる者とする。</p> <p>第5 事業内容</p> <p>1 農業機械等導入事業</p> <p>(1) 補助対象となる農業機械等</p> <p>補助対象は、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記5農業教育高度化事業の第5の1の規定に基づく農業教育高度化プラン（以下「高度化プラン」という。）に位置付けられている<u>農業高校</u>や農業大学校等の農業教育機関における農業教育を高度化するために必要な農業機械等であって、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 研修用農業機械又は農業設備の導入</p>	<p>(別記3)</p> <p style="text-align: center;">農業教育環境整備事業</p> <p>第4 取組主体</p> <p>1 (略)</p> <p>2 取組主体は、農業に関する知識・技術等の習得を目的とした<u>研修を</u>、適切に実施することができる者とする。</p> <p>また、取組主体は、本事業により導入した農業機械等又は施設について、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）が経過するまでの間、適切な管理を行うことのできる者とする。</p> <p>第5 事業内容</p> <p>1 農業機械等導入事業</p> <p>(1) 補助対象となる農業機械等</p> <p>補助対象は、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記5農業教育高度化事業の第5の1の規定に基づく農業教育高度化プラン（以下「高度化プラン」という。）に位置付けられている、<u>農業高校</u>や農業大学校等の農業教育機関における農業教育を高度化するために必要な農業機械等であって、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 研修用農業機械又は農業設備の導入</p>

取得価格が50万円以上の研修用農業機械（アタッチメントを含む。）又は農業設備であって、原則として新品のもの。

（略）

イ （略）

(2) （略）

(3) 事業実施計画等の提出

ア 取組主体は、別紙様式第1号により事業実施計画を作成し、取組主体の主たる事務所の所在地又は主たる事業の実施場所の都道府県知事に提出する。

イ 都道府県知事は、アにより提出された事業実施計画について、取組主体が本事業の実施主体として適当であるか及び取組主体により実施予定の研修が効果的なものと認められるか等を審査の上、別紙様式第2号により都道府県事業実施計画を作成し、地方農政局長（北海道にあっては農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）の承認を得るものとする。

ウ （略）

エ 全国農業委員会ネットワーク機構は、別紙様式第3号により全国事業実施計画を作成し、原則、交付申請時に添付する。ただし、全国農業委員会ネットワーク機構は、経営局長の求めに応じ、交付申請時より前に、全国事業実施計画を提出しなければならない。

本体価格が50万円以上の研修用農業機械（アタッチメントを含む。）又は農業設備であって、原則として新品のもの。

（略）

イ （略）

(2) （略）

(3) 事業実施計画等の提出

ア 取組主体は、別紙様式第1号により事業実施計画を作成し、取組主体の主たる事務所の所在地又は主たる事業の実施場所の都道府県の知事に提出する。

イ 都道府県知事は、アにより提出された事業実施計画について、取組主体が本事業の実施主体として適当であるか及び取組主体により実施予定の研修が効果的なものと認められるか等を審査の上、別紙様式第2号の都道府県事業実施計画を作成し、地方農政局長（北海道にあっては農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）の承認を得るものとする。

ウ （略）

エ 全国農業委員会ネットワーク機構は、別紙様式第3号により全国事業実施計画を作成し、原則、交付申請時に添付する。ただし、全国農業委員会ネットワーク機構は、経営局長の求めに応じ、交付申請の提出より前に、全国事業実施計画を提出しなければならない。また、交付決定前に事業を実施する必要がある場合は、交付申請前に、全国事業実施計画について経営局長の承認を得る。

オ (略)

(4) 補助金の交付等

ア (略)

イ (略)

また、予算配分に当たっては、事業費、研修受講予定者数、就農者数・就農率、新規就農者数の現況、新規就農に関する目標値等も考慮する。

ウ・エ (略)

(5) 事業実績等の報告

ア 取組主体は、事業実績について、別紙様式第1号により実績報告を作成し、事業完了の日から1か月以内に取り組主体の主たる事務所の所在地又は主たる事業の実施場所の都道府県知事に報告する。

イ・ウ (略)

2 施設等整備事業

(1) 補助対象となる施設等

補助対象となる施設等は、高度化プランに位置付けられている農業高校や農業大学校等の農業教育機関における農業教育の高度化に必要であり、学習・生活環境の改善に資する以下のものとする。

ア～エ (略)

(2)・(3) (略)

(4) 補助金の交付等

ア・イ (略)

オ (略)

(4) 補助金の交付等

ア (略)

イ (略)

また、予算配分に当たっては、事業費、研修受講予定者数、就農率、新規就農者数の現況、新規就農に関する目標値等も考慮する。

ウ・エ (略)

(5) 事業実績等の報告

ア 取組主体は、事業実績について、別紙様式第1号により実績報告を作成し、事業完了の日から1か月以内に取り組主体の主たる事務所の所在地又は主たる事業の実施場所の都道府県の知事へ報告する。

イ・ウ (略)

2 施設等整備事業

(1) 補助対象となる施設等

補助対象となる施設等は、高度化プランに位置付けられている、農業高校や農業大学校等の農業教育機関における農業教育の高度化や学習・生活環境を改善するために必要なものであり、以下のアからエまでのいずれかに該当するものとする。

ア～エ (略)

(2)・(3) (略)

(4) 補助金の交付等

ア・イ (略)

ウ 国は、以下に掲げる政策的に重要な取組について、優先的に配分する。

(ア) (略)

(イ) 環境配慮型農業(有機農業を含む。)等に関する取組

(ウ) (略)

また、予算配分に当たっては、事業費、研修受講予定者数、就農者数・就農率、新規就農者数の現況、新規就農に関する目標値等も考慮する。

エ 補助金の交付を受けた都道府県知事は、(3)で準用する1の(3)のイにより承認された都道府県事業実施計画に基づき、取組主体に対し、補助金を交付する。

(5) 事業実績等の報告

ア 取組主体は、事業実績について、別紙様式第4号により実績報告を作成し、事業完了の日から1か月以内に取組主体の主たる事務所の所在地又は主たる事業の実施場所の都道府県知事に報告する。

イ 都道府県知事は、アの実績報告を踏まえ、補助事業の完了の日から3か月以内に、別紙様式第5号により都道府県事業実績報告を作成し、地方農政局長に報告する。

(6) 留意事項

ア～ウ (略)

エ 施設等の整備に伴う用地の買収、賃借に要する経費及び建設用地の造成に要する経費は、補助対象としな

ウ 国は、以下に掲げる政策的に重要な取組について、優先的に配分する。

(ア) (略)

(イ) 環境配慮型農業等に関する取組

(ウ) (略)

また、予算配分に当たっては、事業費、研修受講予定者数、就農率、新規就農者数の現況、新規就農に関する目標値等も考慮する。

エ 補助金の交付を受けた都道府県知事は、1の(3)のイにより承認された都道府県事業計画に基づく取組主体に対し、補助金を交付する。

(5) 事業実績等の報告

ア 取組主体は、事業実績について、別紙様式第4号により実績報告を作成し、事業完了の日から1か月以内に取組主体の主たる事務所の所在地又は主たる事業の実施場所の都道府県の知事へ報告する。

イ 都道府県知事は、アの実績報告を踏まえ、補助事業の完了の日から3か月以内に、別紙様式第5号により都道府県事業実績報告を作成し、地方農政局長に報告する。

(6) 留意事項

ア～ウ (略)

エ 施設等の整備に伴う用地の買収、賃借に要する経費又は建設用地の造成に要する経費は、補助対象としな

い。

オ (略)

カ 取組主体は、投資に対する効果が適正かどうかを判断し、投資が過剰とならないよう十分に検討するとともに、2の(1)のイからエまでの施設等を整備する場合は、別紙様式第6号により、整備する施設等の費用対効果分析を行うこと。

キ 本事業の施設等整備、整備した施設等の管理運営等については、「強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」(令和4年4月1日付け3新食第2088号3農産第2897号3畜産第1991号農林水産省総括審議官(新事業・食品産業)、農産局長、畜産局長通知)を準用する。

### 3 グリーン教育推進事業

#### (1) グリーン教育推進計画の作成

都道府県は、事業の実施に当たって、別紙様式第7号により、グリーン教育推進計画(以下「グリーン計画」という。)を作成する。履修時間、単位数等については、原則、協同農業普及事業の実施についての考え方(ガイドライン)(令和2年8月31日付け2生産第1005号農林水産省生産局通知)又は高等学校学習指導要領(平成30年文部科学省告示第68号)に基づき、設定するものとする。

い。

オ (略)

カ 取組主体は、投資に対する効果が適正かどうかを判断し、投資が過剰とならないよう十分に検討するとともに、第5の2の(1)のイからエまでの施設等を整備する場合は、別紙様式第6号により、整備する施設等の費用対効果分析を必ず行うこと。

キ 本事業の施設整備、整備した施設等の管理運営等については、「強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」(令和4年4月1日付け3新食第2088号3農産第2897号3畜産第1991号農林水産省総括審議官(新事業・食品産業)、農産局長、畜産局長通知)を準用する。

### 3 グリーン教育推進事業

#### (1) グリーン教育推進計画の作成

都道府県は、事業の実施に当たって、別紙様式第7号により、地域における有機農業の現状や推進方針、農業教育機関における有機農業教育の現状、方針、目標等を記載したグリーン教育推進計画(以下「グリーン計画」という。)を作成する。

また、グリーン計画においては、有機農業の学習を主な目的とする専攻(コース)・科目の設置や有機JAS認証の取得(以下「有機専攻等の設置等」という。)を目指す農業教育機関を位置付け、有機専攻等の設置等に向けた

(2) 成果目標等

ア 成果目標

成果目標は、グリーン計画に位置付けられた農業教育機関ごとに、次の中から設定するものとする。

(ア) 有機農業の学習を主な目的とする専攻（コース）の設置

(イ) 有機農業の学習を主な目的とする科目の設置

(ウ) 有機JAS認証の取得

イ 目標年度

目標年度は、以下のとおりとする。

(ア) 有機農業の学習を主な目的とする専攻（コース）の設置

事業完了年度の3年後までとする。ただし、事業完了年度の翌年度までに有機農業に関する科目を設置し、教育を実施するものとする。

(イ) 有機農業の学習を主な目的とする科目の設置

事業完了年度の翌年度とする。

(ウ) 有機JAS認証の取得

事業完了年度の2年後までとする。ただし、認証基準等に照らして、目標年度内の目標達成が困難

具体的な取組内容を記載するものとする。なお、専攻（コース）・科目における履修時間、単位数等については、原則、協同農業普及事業の実施についての考え方（ガイドライン）（令和2年8月31日付け2生産第1005号農林水産省生産局通知）又は高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）に基づき、設定するものとする。

（新設）

と考えられる場合には、事業完了年度の3年後までとすることができる。

(3) 補助対象となる取組

補助対象は、グリーン計画に位置付けられた農業教育機関において、成果目標達成のために必要となる以下の取組とする。

ア 検討会の設置・開催

イ (略)

ウ 指導者の育成・確保 (教員向け研修の実施、外部講師の招へい等)

エ～キ (略)

ク その他の成果目標達成のために必要な取組

(4) 補助対象経費

ア 本事業の取組主体の補助対象経費は、別表1に掲げる経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ証拠書類等から金額が確認できる経費とする。補助率は定額とする。

イ 全国農業委員会ネットワーク機構の補助対象経費は、事務等経費とし、補助率は定額とする。

(削る。)

(2) 補助対象となる取組

補助対象は、グリーン計画に位置付けられた農業教育機関において、有機専攻等の設置等を実現するために必要となる以下の取組とする。

ア 有機専攻等の設置等に向けた検討会の設置・開催

イ (略)

ウ 指導者の確保・育成 (教員向け研修の実施、外部講師の招へい等)

エ～キ (略)

ク その他有機専攻等の設置等のために必要な取組

(3) 補助対象経費

別表1に掲げる経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ証拠書類等から金額が確認できる経費とする。

(4) 成果目標等

ア 成果目標

本事業の成果目標は、グリーン計画に位置付けられた農業教育機関ごとに、取組内容に応じて、次の中から設定するものとする。

(ア) 有機農業の学習を主な目的とする専攻 (コース)

(5) 事業実施計画等の提出

ア 都道府県は、(1) で作成したグリーン計画を踏まえ、取組主体が作成する事業実施計画を取りまとめ、別紙様式第8号により都道府県事業実施計画を作成し、グリーン計画と併せて、地方農政局長に提出する。

イ 国は、アで提出された都道府県事業実施計画の内容を審査し、別表2によりポイント付けの上、ポイントが高い順に予算の範囲内で採択する。なお、同ポイントの場

の設置

(イ) 有機農業の学習を主な目的とする科目の設置

(ウ) 有機JAS認証の取得

イ 目標年度

目標年度は、以下のとおりとする。

(ア) 有機農業の学習を主な目的とする専攻（コース）

の設置

事業完了年度の3年後までとする。ただし、事業完了年度の翌年度までに既存の専攻等に有機農業に関する科目を設置し、教育を実施するものとする。

(イ) 有機農業の学習を主な目的とする科目の設置

事業完了年度の翌年度とする。

(ウ) 有機JAS認証の取得

事業完了年度の2年後までとする。ただし、認証基準等に照らして、目標年度内の目標達成が困難と考えられる場合には、事業完了年度の3年後までとすることができる。

(5) 事業計画等の提出

ア 都道府県は、(1) で作成したグリーン計画を踏まえ、取組主体が作成する事業計画を取りまとめ、別紙様式第8号により都道府県事業実施計画を作成し、グリーン計画と併せて、地方農政局長に提出する。

イ 国は、アで提出された都道府県事業実施計画の内容を審査し、別表2によりポイント付けの上、ポイントが高い順に予算の範囲内で採択する。なお、同ポイントの場

合は、国費が少ない計画を優先的に採択する。地方農政局長は、採択されることになった都道府県事業実施計画を承認し、別紙様式第9号により都道府県知事に通知するものとする。

ウ (略)

エ 全国農業委員会ネットワーク機構は、別紙様式第10号により全国事業実施計画を作成し、原則、交付申請時に添付する。ただし、全国農業委員会ネットワーク機構は、経営局長の求めに応じ、交付申請時より前に、全国事業実施計画を提出しなければならない。

オ (略)

(6) 補助金の交付等

ア 国は、全国農業委員会ネットワーク機構に対して、予算の範囲内において、本事業に要する経費に係る補助金を交付する。

イ (略)

ウ 本事業における都道府県あたりの国費要望額の上限は、1,500万円とする。

エ・オ (略)

(7) 事業実績等の報告

ア 都道府県知事は、取組主体が作成する事業実績を取りまとめ、別紙様式第8号により都道府県事業実績報告を作成し、補助事業の完了の日から3か月以内に、地方農

合は、国費が少ない事業を優先的に採択する。地方農政局長は、採択されることになった都道府県事業実施計画を承認し、別紙様式第9号により都道府県知事に通知するものとする。

ウ (略)

エ 全国農業委員会ネットワーク機構は、別紙様式第10号により全国事業実施計画を作成し、原則、交付申請時に添付する。ただし、全国農業委員会ネットワーク機構は、経営局長の求めに応じ、交付申請の提出より前に、全国事業実施計画を提出しなければならない。また、交付決定前に事業を実施する必要がある場合は、交付申請前に、全国事業実施計画について経営局長の承認を得なければならない。

オ (略)

(6) 補助金の交付等

ア 国は、全国農業委員会ネットワーク機構に対して、予算の範囲内において、本事業に要する経費に掛かる補助金を交付する。

イ (略)

ウ 本事業における都道府県あたりの国費要望額の上限は、1,500万円とする。補助率は定額とする。

エ・オ (略)

(7) 事業実績等の報告

ア 都道府県知事は、取組主体が作成する事業実績を取りまとめ、別紙様式第8号により都道府県事業実績報告を作成し、更新したグリーン計画と併せて、補助事業の完

政局長及び全国農業委員会ネットワーク機構に報告する。

イ (略)

(8) 事業実施状況等の報告等

ア (略)

なお、点検の結果、成果目標の達成が困難と判断した場合等は、取組主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な改善措置を講ずるものとし、改善措置内容についても、併せて報告するものとする。

イ (略)

(削る。)

## 第6 その他

1 本事業の実施に当たっては、以下の点に留意すること。

(1)～(4) (略)

(5) 本事業により導入する農業機械等又は整備する施設等は、農業教育の目的のため使用する共同利用の農業機械等又は施設等であって、農業経営体等の営農活動など研修以外の用途で使用しないこと。

(6) (略)

(7) 農業機械等の導入又は施設等の整備先の選定に当たっては、一般競争入札の実施、複数の業者から見積りを提

了の日から3か月以内に、地方農政局長及び全国農業委員会ネットワーク機構に報告する。

イ (略)

(8) 事業実施状況等の報告等

ア (略)

なお、点検の結果、成果目標の達成が困難と判断した場合等は、当該取組主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な改善措置を講ずるものとし、改善措置内容についても、併せて報告するものとする。

イ (略)

## 第6 事業効果の検証等

取組主体は、事業実施期間及び事業終了後において、研修受講者へのアンケート調査や就農状況調査等を行うことで、効果を検証する。

## 第7 その他

1 本事業の実施に当たっては、以下の点に留意すること。

(1)～(4) (略)

(5) 本事業により導入する農業機械等又は整備する施設等は、農業研修等の目的のため使用する共同利用の農業機械等又は施設等であって、農業経営体等の営農活動など研修以外の用途で使用しないこと。

(6) (略)

(7) 農業機械等の導入又は施設等の整備先の選定に当たっては、一般競争入札の実施、農業資材比較サービス (AGM

出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うこと。

(8)・(9) (略)

(10) 本事業により導入する農業機械等又は整備する施設等を効率的に活用するため、事業の取組を実施しない時間帯や期間がある場合には、当該農業教育機関で実施している通常の農業教育において、本事業により導入した農業機械等又は整備した施設等を利用できる。

(11) (略)

2 事業を適切に執行するため、都道府県知事又は地方農政局長は、必要に応じて以下の措置を講ずること。

(1) 都道府県知事は、本事業により導入した農業機械等又は整備した施設等について、法定耐用年数を経過するまでの間（第5の2の(6)のアにより改良を行った施設等については、事業完了年度の翌年度から起算して5年間とのいずれか長い方)、適切に管理されているか確認するため、必要に応じ、取組主体から報告又は資料の提出を求め、取組主体に対し、適切な指導を行うこと。

(2) (略)

3 (略)

(1) 取組主体が、第三者に対し、農業機械等又は施設等の貸付けを行おうとする場合、あらかじめ取組主体の主たる事務所の所在地又は主たる事業の実施場所の都道府県知事及び地方農政局長に対し、貸付けの目的、貸付けの相手方、貸付期間、貸付方法等について届出を行う。

IRU「アグミル」)の活用、複数の業者から見積りを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うこと。

(8)・(9) (略)

(10) 本事業により導入する農業機械等又は整備する施設等を効率的に活用するため、事業の取組を実施しない時間帯や期間がある場合には、当該農業教育機関で実施している通常の農業教育及び農業研修において、本事業により導入した農業機械等又は整備した施設等を利用できる。

(11) (略)

2 事業を適切に執行するため、都道府県知事又は地方農政局長は、必要に応じて以下の措置を講ずること。

(1) 都道府県知事は、本事業により導入した農業機械等又は整備した施設等について、法定耐用年数を経過するまでの間（第5の2の(6)のイにより改修等を行った施設等については、事業完了年度の翌年度から起算して5年間とのいずれか長い方)、適切に管理されているか確認するため、必要に応じ、取組主体から報告又は資料の提出を求め、取組主体に対し、適切な指導を行うこと。

(2) (略)

3 (略)

(1) 取組主体が、第三者に対し、農業機械等及び施設等の貸付けを行おうとする場合、あらかじめ取組主体の主たる事務所の所在地又は主たる事業の実施場所の都道府県の知事及び地方農政局長に対し、貸付けの目的、貸付けの相手方、貸付期間、貸付方法等について届出を行う。

(2) 貸付けの相手方となる者は、第4の1の(1)から(4)までに掲げる者とし、研修を適切に実施でき、農業機械等又は施設等を貸付期間中、適切に管理できる者とする。

(3) 農業機械等又は施設等の貸付けに当たっては、取組主体及び貸付けの相手方は、貸付期間、賃借料、貸付期間中の農業機械等又は施設等の維持管理の方法、目的外使用の禁止等を明記した契約を書面で締結すること。

(4) 取組主体が貸付けの相手方から賃借料を徴収する場合は、原則として、「取組主体の負担（事業費 - 補助金等）／当該農業機械等又は施設等の耐用年数＋年間管理費」により算出される額の範囲内とする。

4 (略)

5 取組主体は、予定の期間内に事業が完了しない場合、事業の遂行が困難となった場合又は本事業により導入した農業機械等若しくは整備した施設等の法定耐用年数が残存する間に農業機械等若しくは施設等の農業教育の用途での使用が困難となった場合は、その旨を速やかに都道府県知事に報告する。

6 (略)

## 第7 環境負荷低減に向けた取組の実施

第4の1の取組主体は、本事業の実施に当たっては、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）に基づく環境負荷低減に取り組むものとし、その具体的な取組内容は別添のとおりとする。

(2) 貸付けの対象となる者は、第4の1の(1)から(4)までに掲げる者とし、研修を適切に実施でき、農業機械等又は施設等を貸付期間中、適切に管理できる者とする。

(3) 農業機械等又は施設等の貸付けに当たっては、取組主体及び貸付けの対象となる者は、貸付期間、賃借料、貸付期間中の農業機械等又は施設等の維持管理の方法、目的外使用の禁止等を明記した契約を書面で締結すること。

(4) 取組主体が貸付けの対象となる者から賃借料を徴収する場合は、原則として、「取組主体の負担（事業費 - 補助金等）／当該農業機械等又は施設等の耐用年数＋年間管理費」により算出される額の範囲内とする。

4 (略)

5 取組主体は、予定の期間内に事業が完了しない場合、事業の遂行が困難となった場合又は本事業により導入した農業機械等若しくは整備した施設等の法定耐用年数が残存する間に農業機械等若しくは施設等の農業研修の用途での使用が困難となった場合は、その旨を速やかに都道府県知事に報告する。

6 (略)

(新設)

(別表1)

補助対象経費

第5の3関係

区分	内容
謝金	(略)
旅費	事業を実施するために必要となる研修実施、資料収集、各種調査、打合せ等に要する経費。取組主体等に旅費の支給に関する規程等がある場合は、当該規程によることができるものとする。
賃金	事業を実施するために必要となる研修実施、資料整理、事務補助、資料収集等の業務のために臨時に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価。雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分などについては、「賃金」としてではなく、後述する「その他」の区分により申請すること。 賃金単価については、取組主体等の賃金支給規則や国の規定等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。 また、当該賃金支給規則による場合であっても、労働の対価として労働時間に応じて支払う経費以外の経費(賞与、住宅手当、退職給付金引当金等)については、除外して申請すること。 設定された単価等が妥当であるかを精査するため、賃金支給規則、辞令等の根拠となる資料を申請の際に添

(別表1)

補助対象経費

第5の3関係

区分	内容
謝金	(略)
旅費	事業を実施するために必要な研修実施、資料収集、各種調査、打合せ等に要する経費。取組主体等に旅費の支給に関する規程等がある場合は、当該規程によることができるものとする。
賃金	事業を実施するために必要となる研修実施、資料整理、事務補助、資料収集等の業務のために臨時に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価。雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分などについては、「賃金」としてではなく、後述する「その他」の区分により申請すること。 賃金単価については、取組主体等の賃金支給規則や国の規定等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。 また、当該賃金支給規則による場合であっても、労働の対価として労働時間に応じて支払う経費以外の経費(賞与、住宅手当、退職給付金引当金等)については、除外して申請すること。 設定された単価等が妥当であるかを精査するため、賃金等の支給規則、辞令等の根拠となる資料を申請の際

	<p>付するものとする。  <u>賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務についてのみ支払の対象とし、事業実施に直接関係のない既存の業務に対する支払はできない。</u>  <u>また、取組主体等は、当該事業に直接従事した従事時間と作業内容を証明しなければならない。</u></p> <p>(略)</p>		<p>に添付するものとする。  賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務についてのみ支払の対象とし、事業実施に直接関係のない既存の業務に対する支払はできない。  また、取組主体等は、当該事業に直接従事した従事時間と作業内容を証明しなければならない。</p> <p>(略)</p>
<p>会計年度任用職員給与等</p> <p>専門員等設置費</p>	<p>事業を実施するために必要となる企画、運営、各種調査、分析、相談、システム開発等専門技術・知識を要する業務を行うための専門員、コンサルタント、システムエンジニア等を新たに雇用した場合の経費。  専門員等設置費の単価については、取組主体等の支給規則等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。  設定された単価が妥当であるかを精査するため、上記の支給規則等の根拠となる資料を申請の際に添付するものとする。  <u>専門員等設置費は、本事業の実施により新たに発生する業務について支払の対象とし、事業実施に直接関係のない既存の業務に対する支払はできない。</u>  <u>また、取組主体等は、当該事業に直接従事した従事時間と作業内容を証明しなければならない。</u></p>	<p>会計年度任用職員給与等</p> <p>専門員等設置費</p> <p>事業を実施するために必要となる企画、運営、各種調査、分析、相談、システム開発等専門技術・知識を要する業務を行うための専門員、コンサルタント、システムエンジニア等を新たに雇用した場合の経費。  専門員等設置費の単価については、取組主体等の支給規則等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。  <u>なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、上記の支給規則等の根拠となる資料を申請の際に添付するものとする。</u>  専門員等設置費は、本事業の実施により新たに発生する業務について支払の対象とし、事業実施に直接関係のない既存の業務に対する支払はできない。  また、取組主体等は、当該事業に直接従事した従事時間と作業内容を証明しなければならない。</p>	<p>専門員等設置費</p> <p>事業を実施するために必要となる企画、運営、各種調査、分析、相談、システム開発等専門技術・知識を要する業務を行うための専門員、コンサルタント、システムエンジニア等を新たに雇用した場合の経費。  専門員等設置費の単価については、取組主体等の支給規則等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</p>
<p>技能者給</p>	<p>事業を実施するために必要となる</p>	<p>技能者給</p>	<p>事業を実施するために必要となる</p>

	<p>専門的知識、技能を要する業務に対し支払う実働に応じた対価。          設定された単価が妥当であるかを精査するため、単価の設定根拠となる資料を申請の際に添付するものとする。</p> <p>事業を実施するために必要となる取得価格が50万円以上の研修用の<u>農業機械等</u>の購入・リースに必要な経費（これらの据付等にかかる経費も含む。）</p>		<p>専門的知識、技能を要する業務に対し支払う実働に応じた対価。  <u>技能者給の単価については、本事業に直接従事する者に係る基本給、諸手当（時間外手当等は除く。）、賞与及び法定福利費を合わせた年間総支給額を、就業規則で定められた年間総就労時間で除した額とする（算定に当たっては、退職給付金引当金に要する経費は除く。）。</u>          なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、単価の設定根拠となる資料を申請の際に添付するものとする。  <u>また、取組主体等は、「作業日誌」等を作成し、当該事業に直接従事した者の従業時間と作業内容を証明しなければならない。</u></p> <p>事業を実施するために必要となる取得価格が50万円以上の研修用の<u>機械等</u>の購入・リースに必要な経費（これらの据付等にかかる経費も含む。）</p>
農業機械・設備導入費	(略)	農業機械・設備導入費	(略)
備品費	(略)	備品費	(略)
消耗品費	(略)	消耗品費	(略)
印刷製本費	(略)	印刷製本費	(略)
通信運搬費	(略)	通信運搬費	(略)
使用料及び賃借料等	(略)	使用料及び賃借料等	(略)
役務費	(略)	役務費	(略)

委託費	(略)
認証取得費	(略)
その他	(略)

(注) (略)

(別表 2)

ポイント表

第 5 の 3 関係

1 共通評価項目

① グリーン計画が適切かつ具体的に記載されているか。 ア 適切に記載されており、 <u>目標年度までの取組内容やスケジュール等</u> が具体的に示されている。 イ・ウ (略)	(略)
② (略)	(略)
③ 地域において継続的・持続的に <u>有機農業教育</u> を実施するための指導者の <u>育成・確保</u> の方針が明確に定められているか。	(略)
④・⑤ (略)	(略)

2 (略)

(別記 3 別紙様式第 1 号)

令和 年度 農業教育環境整備事業のうち農業機械等導入事業  
事業実施計画 (実績報告)

(略)

委託費	(略)
認証取得費	(略)
その他	(略)

(注) (略)

(別表 2)

ポイント表

第 5 の 3 関係

1 共通評価項目

① グリーン計画が適切かつ具体的に記載されているか。 ア 適切に記載されており、 <u>目標達成に向けた取組内容やスケジュール等</u> が具体的に示されている。 イ・ウ (略)	(略)
② (略)	(略)
③ 地域において継続的・持続的に <u>有機農業の教育</u> を実施するための指導者の <u>確保・育成</u> の方針が明確に定められているか。	(略)
④・⑤ (略)	(略)

2 (略)

(別記 3 別紙様式第 1 号)

令和 年度 農業教育環境整備事業のうち農業機械等導入事業  
実施計画 (実績報告)

(略)

新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱(令和5年12月1日付け5経第2016号農林水産事務次官依命通知)別記3の第5の1の(3)(実績報告の場合は第5の1の(5))の規定に基づき、下記のとおり事業実施計画(実績報告)を提出する。

記

- 1 (略)
- 2 事業の実施方針
  - (1) (略)
  - (2) 新規就農者の育成・確保に向けた取組方針
  - (3) 導入する農業機械等を活用して行う農業教育の概要等

① 農業教育の内容(研修コース等名、目的、内容、日数・頻度等)  
②・③ (略)

- (4) (略)
- 3 事業の内容

(略)	(略)			
総事業費 (消費税込み) (円)	負担区分 (円)			
	国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他
(略)	(略)			

- ※ (略)
- 4 研修効果の把握
- ※実績報告時に記載すること

(削る。)  
(1) アンケート結果

新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱(令和5年12月1日付け5経第2016号農林水産事務次官依命通知)別記3の第5の1の(3)(実績報告の場合は第5の1の(5))の規定に基づき、下記のとおり農業教育環境整備事業実施計画(実績報告)を提出する。

記

- 1 (略)
- 2 事業の実施方針
  - (1) (略)
  - (2) 新規就農者の確保・育成に向けた研修方針
  - (3) 導入する農業機械等を活用して行う農業研修の概要等

① 農業研修の内容(研修コース等名、目的、内容、日数・頻度等)  
②・③ (略)

- (4) (略)
- 3 事業の内容

(略)	(略)			
総事業費 (消費税込み) (円)	負担区分 (円)			
	国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他
(略)	(略)			

- ※ (略)
- 4 研修受講者へのアンケートによる研修効果の把握
- ※実績報告時に、実施した研修コース等ごとにアンケート結果を記載すること

[研修コース等名・受講者数]  
[アンケート結果]

(削る。)

① 事業で実施した研修内容について、将来、就農する際に役立つと回答した者の割合：

② 事業で実施した研修を受講することにより、将来、農業を職業とすることに対し、前向きな気持ちが強くなったと回答した者の割合：

③ スマート農業や環境配慮型農業、輸出に関する理解が深まったと回答した者の割合：

(2) 新規就農者数〔注：農業大学校の場合のみ記載〕

① 研修を受講した農業大学校の最終学年の数：

② ①のうち、新規就農者の数：

③ ②÷①×100：

(3) 農業大学校への進学者状況〔注：農業高校の場合のみ記載〕

① 研修を受講した農業高校の最終学年の数：

② ①のうち、農業大学校へ進学した者の数：

③ ①のうち、新規就農者の数：

④ (②+③)÷①×100：

注：

・農業機械等の導入から、研修実施や進路決定まで時間を要するなどにより、実績報告時に研修効果を把握できない場合には、把握でき次第、速やかに送付すること。

・異なる優先配分事項に該当する複数の研修を実施する場合、それぞれについて記載すること。

(例)・スマート農業に関連する取組

注：事業効果を把握するためのアンケートの内容は以下を含めるものとする。

(1) 事業で実施した研修内容について、将来、就農する際に役立つと回答した者の割合

(2) 事業で実施した研修を受講することにより、将来、農業を職業とすることに対し、前向きな気持ちが強くなったと回答した者の割合

(3) スマート農業や環境配慮型農業、輸出に関する理解が深まったと回答した者の割合 (※)

(新設)

(新設)

(2) 新規就農者数

① ② ③

・有機農業に関連する取組

(2) 新規就農者数

① ② ③

5 (略)

(注) (略)

(別記3 別紙様式第2号)

(略)

新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱(令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知)別記3の第5の1の(3)(実績報告の場合は第5の1の(5))の規定に基づき、下記のとおり都道府県事業実施計画(実績報告)を提出する。

記

※ 別添1の様式により、都道府県管内の計画をまとめた表(取組主体名、農業機械等の設置場所、導入する農業機械等の内容、総事業費、負担区分、仕入れに係る消費税相当額、完了予定年月日、優先配分に該当する取組)などを記載すること。

(別記3 別紙様式第3号)

(略)

新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱(令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知)別記3の第5の1の(3)(実績報告の場合は第5の1の(5))の規定に基づき、下記のとおり

5 (略)

(注) (略)

(別記3 別紙様式第2号)

(略)

新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱(令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知)別記3の第5の1の(3)(実績報告の場合は第5の1の(5))の規定に基づき、下記のとおり農業教育環境整備事業都道府県事業実施計画(実績報告)を提出する。

記

※ 別添1の様式により、都道府県管内の計画をまとめた表(取組主体名、農業機械等の設置場所、導入する農業機械等の内容、総事業費、負担区分、仕入れに係る消費税相当額、完了予定年月日、優先配分に該当する取組等)などを記載すること。

(別記3 別紙様式第3号)

(略)

新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱(令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知)別記3の第5の1の(3)(実績報告の場合は第5の1の(5))の規定に基づき、下記のとおり

全国事業実施計画（実績報告）を提出する。

記

※ 別添2の様式により、都道府県事業費と事務等経費の別、各都道府県管内の計画をまとめた表（取組主体名、農業機械等の設置場所、導入する農業機械等の内容、総事業費、負担区分、仕入れに係る消費税相当額、完了予定年月日、優先配分に該当する取組）などを記載すること。

（別記3 別紙様式第4号）

令和 年度 農業教育環境整備事業のうち施設等整備事業  
事業実施計画（実績報告）

（略）

新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経第2016号農林水産事務次官依命通知）別記3の第5の2の(3)（実績報告の場合は第5の2の(5)）の規定に基づき、下記のとおり事業実施計画（実績報告）を提出する。

記

1 （略）

2 事業の実施方針

（1）（略）

（2）新規就農者の育成・確保に向けた取組方針

（3）要綱別記3の第6の4（PFI法の活用）による場合は、その旨記載。

（4）整備する施設等を活用して行う農業教育の概要等（削る。）

農業教育環境整備全国事業実施計画（実績報告）を提出する。

記

※ 別添2の様式により、都道府県事業費と事務等経費の別、各都道府県管内の計画をまとめた表（取組主体名、農業機械等の設置場所、導入する農業機械等の内容、総事業費、負担区分、仕入れに係る消費税相当額、完了予定年月日、優先配分に該当する取組等）などを記載すること。

（別記3 別紙様式第4号）

令和 年度 農業教育環境整備事業のうち施設等整備事業  
実施計画（実績報告）

（略）

新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経第2016号農林水産事務次官依命通知）別記3の第5の2の(3)（実績報告の場合は第5の2の(5)）の規定に基づき、下記のとおり農業教育環境整備事業実施計画（実績報告）を提出する。

記

1 （略）

2 事業の実施方針

（1）（略）

（2）新規就農者の確保・育成に向けた研修方針

（3）要綱別記3の第7の4（PFI法の活用）による場合は、その旨記載。

（4）整備する施設を活用して行う農業研修の概要等

※当該教育機関における全研修コースにおいて活用される場合には、各研修コースの内容が分かるURLの添付により代え

① 農業教育の内容（研修コース等名、目的、内容、日数・頻度等）

②・③ （略）

（削る。）

（5）施設等の整備・研修の実施により期待される効果

### 3 研修効果の把握

※実績報告時に記載すること。

（削る。）

（1）アンケート結果

（削る。）

① 事業で実施した研修内容について、将来、就農する際に役立つと回答した者の割合：

② 事業で実施した研修を受講することにより、将来、農業を職業とすることに対し、前向きな気持ちが強くなったと回答した者の割合：

③ スマート農業や環境配慮型農業、輸出に関する理解が深まったと回答した者の割合：

（2）新規就農者数〔注：農業大学校の場合のみ記載〕

ることが可。

① 農業研修の内容（研修コース等名、目的、内容、日数・頻度等）

②・③ （略）

（5）優先配分事項（※）に該当する取組

※要綱別記3の第5の2の（4）のウの（ア）から（ウ）までに掲げる事項  
（新設）

### 3 研修受講者へのアンケートによる研修効果の把握

※実績報告時に、実施した研修コース等ごとにアンケート結果を記載すること

〔研修コース等名・受講者数〕

〔アンケート結果〕

注：事業効果を把握するためのアンケートの内容は以下を含めるものとする。

（1）事業で実施した研修内容について、将来、就農する際に役立つと回答した者の割合

（2）事業で実施した研修を受講することにより、将来、農業を職業とすることに対し、前向きな気持ちが強くなったと回答した者の割合

（3）スマート農業や環境配慮型農業、輸出に関する理解が深まったと回答した者の割合（※）

（新設）

① 研修を受講した農業大学校の最終学年の数：

② ①のうち、新規就農者の数：

③ ②÷①×100：

(3) 農業大学校への進学者状況〔注：農業高校の場合のみ記載〕

① 研修を受講した農業高校の最終学年の数：

② ①のうち、農業大学校へ進学した者の数：

③ ①のうち、新規就農者の数：

④ (②+③) ÷ ① × 100：

注：

・施設等の整備から、研修実施や進路決定まで時間を要するなどにより、実績報告時に研修効果を把握できない場合には、把握でき次第、速やかに送付すること。

・異なる優先配分事項に該当する複数の研修を実施する場合、それぞれについて記載すること。

(例)・スマート農業に関連する取組

(2) 新規就農者数

① ② ③

・有機農業に関連する取組

(2) 新規就農者数

① ② ③

4・5 (略)

(注) (略)

(別記3 別紙様式第5号)

(略)

(新設)

4・5 (略)

(注) (略)

(別記3 別紙様式第5号)

(略)

新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱(令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知)別記3の第5の2の(3)(実績報告の場合は第5の2の(5))の規定に基づき、下記のとおり事業都道府県事業実施計画(実績報告)を提出する。

記

※ 別添3の様式により、都道府県管内の計画をまとめた表(取組主体名、施設等の整備場所、整備施設名、事業内容、総事業費、負担区分、仕入れに係る消費税相当額、完了予定年月日、優先配分に該当する取組)などを記載すること。

(別記3 別紙様式第6号)

新規就農者確保緊急円滑化対策のうち農業教育環境整備事業における費用対効果の算定は、代替法を用いて、施設等整備を行わなかった場合に、同様の農業教育を行うために要する経費を算定し、比較するものとする。

(略)

(1) 効果についての分析

(略)		
	整備を行う場合 (施設等整備後 5年後の状況を 想定)	(略)
(略)		

注:複数の施設等を整備する場合は、原則として、施設等ごとに分析・記述する。

(2) 投資効率の分析

(当該施設等の整備によらず、他機関が保有する施設等の貸借等により計画する農業教育を実施する場合に要する費用等を試算す

新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱(令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知)別記3の第5の2の(3)(実績報告の場合は第5の2の(5))の規定に基づき、下記のとおり農業教育環境整備事業都道府県事業実施計画(実績報告)を提出する。

記

※ 別添3の様式により、都道府県管内の計画をまとめた表(取組主体名、施設等の整備場所、整備する施設等の内容、総事業費、負担区分、仕入れに係る消費税相当額、完了予定年月日、優先配分に該当する取組等)などを記載すること。

(別記3 別紙様式第6号)

新規就農者確保緊急円滑化対策のうち農業教育環境整備事業における費用対効果の算定は、代替法を用いて、施設等整備を行わなかった場合に、同様の研修教育を行うために要する経費を算定し、比較するものとする。

(略)

(1) 効果についての分析

(略)		
	整備を行う場合 (施設整備後5 年後の状況を 想定)	(略)
(略)		

注:複数の施設等を整備する場合は、原則として、施設ごとに分析・記述する。

(2) 投資効率の分析

(当該施設の整備によらず、他機関が保有する施設の貸借等により計画する研修教育を実施する場合に要する費用等を試算する。)

る。)

●試算の考え方

(例) 宿泊棟を整備する場合

(略)

(2) 施設等整備事業費=66,000,000円 (別添見積書参照)

(略)

注：複数の施設等を整備する場合は、原則として、施設等ごとに分析・記述する。

(別記3 別紙様式第7号)

(略)

1 (略)

2 農業教育機関ごとの成果目標

機関名	成果目標	目標年度
(略)		

3 取組内容

(略)

(1) 有機農業の学習を主な目的とする専攻(コース)の設置		
専攻(コース)の名称	農業科 有機農業専攻(仮称)	
(略)		
目標年度までの取組内容・スケジュール	(事業実施年度)	(例)
		○月：検討会の設置 ○月：教員向け研修の実施 ○月～○月：実習ほ場の整備 ○月：研修用機械の導入 ○月：地域の有機農業者の下での試行的な現場実習の実施 ○月～○月：有機農業の教育コンテンツの作成 [想定される事業費] ○○○○円

●試算の考え方

(例) 宿泊施棟を整備する場合

(略)

(2) 施設整備事業費=66,000,000円 (別添見積書参照)

(略)

注：複数の施設等を整備する場合は、原則として、施設ごとに分析・記述する。

(別記3 別紙様式第7号)

(略)

1 (略)

2 有機専攻等の設置等を目指す農業教育機関

機関名	取組内容	目標年度
(略)		

3 有機専攻等の設置等に係る具体的内容

(略)

(1) 有機農業の学習を主な目的とする専攻(コース)の設置		
専攻の名称	農業科 有機農業専攻(仮称)	
(略)		
目標年度までの取組内容・スケジュール	(事業実施年度)	(新設)
		○月：検討会の設置 ○月：教員向け研修の実施 ○月～○月：実習ほ場の整備 ○月：研修用機械の導入 ○月：地域の有機農業者の下での試行的な現場実習の実施 ○月～○月：有機農業の教材作成 [想定される事業費] ○○千円

(事業完了年度の翌年度)	○月：有機農業に関する科目を設置 ※カリキュラムの内容等は(2)に記載すること。 [想定される事業費] <u>○○○○円</u>
	○月：有機農業専攻の募集の開始 [想定される事業費] <u>○○○○円</u>
	○月：有機農業専攻の開設 [想定される事業費] <u>○○○○円</u>
(2) 有機農業の学習を主な目的とする科目の設置	
科目を設置する専攻(コース)の名称	農業科○○専攻 (削る。)
(略)	
設置の目的	

(事業完了年度の翌年度)	○月：○○専攻に有機農業に関する科目を設置 ※カリキュラムの内容等は(2)に記載すること。 [想定される事業費] <u>○○千円</u>
	○月：○○専攻の募集の開始 [想定される事業費] <u>○○千円</u>
	○月：○○専攻の開設 [想定される事業費] <u>○○千円</u>
(2) 有機農業の学習を主な目的とする科目の設置	
科目を設置する専攻等の名称・定員	農業科○○専攻 <u>2年生○名</u>
(略)	
設置の目的	

定員	○年生○名	
カリキュラムの概要		
(略)		
目標年度までの取組内容・スケジュール	(事業実施年度) 令和○年度	(例) ○月：検討会の設置 ○月：教員向け研修の実施 ○月～○月：実習ほ場の整備 ○月：研修用機械の導入 ○月～○月：有機農業の教育コンテンツの作成 [想定される事業費] ○○○○円
	(事業完了年度) 令和○年度 の1年後	○月：有機農業に関する科目を開設 [想定される事業費] ○○○○円
(3) 有機 JAS 認証の取得		
認証を取得する専攻(コース)の名	農業科○○専攻	
認証取得の目的		
定員	○年生○名	
認証の種類	有機農産物	
(略)		

(新設)		
カリキュラムの概要		
(略)		
目標年度までの取組内容・スケジュール	(事業実施年度) 令和○年度	(新設) ○月：検討会の設置 ○月：教員向け研修の実施 ○月～○月：実習ほ場の整備 ○月：研修用機械の導入 ○月～○月：有機農業の教材作成 [想定される事業費] ○○千円
	(事業完了年度) 令和○年度 の1年後	○月：○○専攻において、有機農業に関する科目を開設 [想定される事業費] ○○千円
(3) 有機 JAS 認証の取得		
認証を取得する専攻等の名称・定員	農業科○○専攻 2年生○名	
認証取得の目的		
(新設)		
認証の種類	有機農産物	
(略)		

目標年度までの取組内容・スケジュール	(事業実施年度) 令和〇年度	(例) ○月：検討会の設置 ○月：教員向け研修の実施 ○月～○月：実習ほ場の整備 ○月：研修用機械の導入 ○月～○月：有機農業の <u>教育コンテンツ</u> 作成 [想定される事業費] ○○○○円
	(事業完了年度の1年後) 令和〇年度	[想定される事業費] ○○○○円
	(事業完了年度の2年後) 令和〇年度	[想定される事業費] ○○○○円
(4) 有機農業者との <u>連携</u> (別表2の2の⑧関係)		
(5) スマート農業技術の <u>学習</u> (別表2の2の⑨関係)		
(6) 加工・消費関連の <u>教育</u> (別表2の2の⑩関係)		

4 有機農業教育の指導者の育成・確保 (状況) (別表2の1の③)

目標年度までの取組内容・スケジュール	(事業実施年度) 令和〇年度	(新設) ○月：検討会の設置 ○月：教員向け研修の実施 ○月～○月：実習ほ場の整備 ○月：研修用機械の導入 ○月～○月：有機農業の <u>教材</u> 作成 [想定される事業費] ○○千円
	(事業完了年度の1年後) 令和〇年度	[想定される事業費] ○○千円
	(事業完了年度の2年後) 令和〇年度	[想定される事業費] ○○千円
(4) 有機農業者と <u>連携した取組</u> (別表2の2の⑧関係)		
(5) スマート農業技術に関する <u>学習内容</u> (別表2の2の⑨関係)		
(6) 加工・消費関連の <u>教育内容</u> (別表2の2の⑩関係)		

4 有機農業教育の指導者の育成・確保に関する方針 (状況) (別

関連)

※ 農業教育機関における指導者の現状、育成・確保の目標、目標達成に向けた取組方針(状況)を記載。

5 農業大学校と農業高校の交流・連携(別表2の1の④関係)

6 他の施策との連携(別表2の1の⑤関係)

7 事業効果の検証

※事業実施状況等の報告時に記載

(1) アンケート結果

① 事業で実施した研修内容について、将来、就農する際に役立つと回答した者の割合:

② 事業で実施した研修を受講することにより、将来、農業を職業とすることに対し、前向きな気持ちが強くなったと回答した者の割合:

③ 環境配慮型農業に関する理解が深まったと回答した者の割合:

(2) 新規就農者数〔注:農業大学校の場合のみ記載〕

① 研修を受講した農業大学校の最終学年の数:

② うち、新規就農者の数:

③  $② \div ① \times 100$  :

(3) 農業大学校への進学者状況〔注:農業高校の場合のみ記載〕

① 研修を受講した農業高校の最終学年の数:

② ①のうち、農業大学校へ進学した者の数:

③ ①のうち、新規就農者の数:

④  $(② + ③) \div ① \times 100$

注:

・進路決定まで時間を要するなどにより、事業実施状況等の報告時に研修効果を把握できない場合には、把握でき次第、速やかに送付すること。

表2の1の③関連)

※ 農業教育機関における指導者の現状、育成・確保の目標、目標達成に向けた取組方針を記載。

5 農業大学校と農業高校の交流・連携に関する取組(別表2の1の④関係)

6 他の施策との連携について(別表2の1の⑤関係)(新設)

(別記3 別紙様式第8号)

(略)

新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱(令和5年12月1日付け5経第2016号農林水産事務次官依命通知)別記3の第5の3の(5)(実績報告の場合は第5の3の(7))の規定に基づき、下記のとおり都道府県事業実施計画(実績報告)を提出する。

#### 記

##### 1 事業の内容(実績)

(1) 検討会の設置・開催

(2) (略)

(3) 指導者の育成・確保

(4)～(7) (略)

(8) その他成果目標達成のために必要な取組

(削る。)

##### 2 事業完了(予定)日

(略)

##### 3 添付書類

(1) (略)

(2) 農業機械等の規模算定根拠

(3)～(5) (略)

(注) (略)

(別記3 別紙様式第8号)

(略)

新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱(令和5年12月1日付け5経第2016号農林水産事務次官依命通知)別記3の第5の3の(5)のア(実績報告の場合は第5の3の(7)のア)の規定に基づき、下記のとおり農業教育環境整備事業実施計画(実績報告)を提出する。

#### 記

##### 1 事業の内容(実績)

(1) 有機専攻等の設置等に向けた検討会の設置・開催

(2) (略)

(3) 指導者の確保・育成

(4)～(7) (略)

(8) その他有機専攻等の設置等のために必要な取組

##### 2 事業効果の検証

--

##### 3 事業完了(予定)日

(略)

##### 4 添付書類

(1) (略)

(2) 農業機械、農業設備の規模算定根拠

(3)～(5) (略)

(注) (略)

(別添)

(略)

(略)	
(1) 検討会の設置・開催	(略)
(2) (略)	
(3) 指導者の育成・確保	
(4)～(7) (略)	
(8) <u>その他の成果目標達成のために必要な取組</u>	
(略)	

(別記3 別紙様式第9号)

(略)

(別記3 別紙様式第10号)

(略)

新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱(令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知)別記3の第5の3の(5)(実績報告の場合は第5の3の(7))の規定に基づき、下記のとおり全国事業実施計画(実績報告)を提出する。

(別添)

環境負荷低減に向けた具体的取組内容

## 第1 取組の趣旨

令和3年5月に策定されたみどりの食料システム戦略においては、政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに

(別添)

(略)

(略)	
(1) <u>有機専攻等の設置等に向けた検討会の設置・開催</u>	(略)
(2) (略)	
(3) 指導者の <u>確保・育成</u>	
(4)～(7) (略)	
(8) <u>その他の取組</u>	
(略)	

(別記3 別紙様式第9号)

(略)

(別記3 別紙様式第10号)

(略)

新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱(令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知)別記3の第5の3の(5)のエ(実績報告の場合は第5の3の(7)のイ)の規定に基づき、下記のとおり農業教育環境整備全国事業実施計画(実績報告)を提出する。

(新設)

施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中していくことを目指すとともに、補助金拡充、環境負荷低減メニューの充実、これらとセットでのクロスコンプライアンス要件の充実を図ることとされた。

また、令和5年12月の「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」における「『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容」においては、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入する」こととされ、令和9年度の本格実施に向けて、「令和6年度は、事業申請時のチェックシートの提出に限定して試行実施を行う」こととされた。

これらを踏まえ、本事業における上記「事業申請時のチェックシートの提出」については、以下のとおり実施するものとする。

## 第2 環境負荷低減チェックシートの提出

- 1 本事業に取り組む第4の1の各取組主体は、最低限行うべき環境負荷低減の取組について明らかにした「環境負荷低減のチェックシート」(民間事業者・自治体等向け)の項目について、事業の実施に当たって留意しなければならない。
- 2 第4の1の各取組主体は、事業実施計画書中のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを都道府県に提出する。

- 3 都道府県は、全ての取組主体からチェックシートを収集し、地方農政局長に提出する。
- 4 地方農政局長は、当該チェックシートを経営局長に提出する。

### 第3 主な環境関係法令の遵守

第4の1の各取組主体は、「環境負荷低減のチェックシート」中の「関係法令の遵守」に関し、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

#### (1) 適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）等

#### (2) 適正な防除

- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）等

#### (3) エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等

#### (4) 悪臭及び害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等

#### (5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号） 等
- （6）生物多様性への悪影響の防止
- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）
- ・漁業法（昭和24年法律第267号）
- ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
- ・持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号） 等
- （7）環境関係法令の遵守等
- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・環境影響評価法（平成9年法律第81号）

- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
- ・土地改良法（昭和24年法律第195号）
- ・森林法（昭和26年法律第249号）等

取組主体の名称： \_\_\_\_\_

**環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（民間事業者・自治体等向け） Ver1.0**

申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
①	<input type="checkbox"/> ※農産物等の調達を行う場合（該当しない□） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	<input type="checkbox"/>	⑦	<input type="checkbox"/> プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
			⑧	<input type="checkbox"/> 資源の再利用を検討	<input type="checkbox"/>
申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
②	<input type="checkbox"/> ※農産物等の調達を行う場合（該当しない□） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討（再掲）	<input type="checkbox"/>	⑨	<input type="checkbox"/> ※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない□） 生物多様性に配慮した事業実施に努める	<input type="checkbox"/>
			⑩	<input type="checkbox"/> ※特定事業場である場合（該当しない□） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	<input type="checkbox"/>
申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
③	<input type="checkbox"/> オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>	⑪	<input type="checkbox"/> みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
④	<input type="checkbox"/> 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める	<input type="checkbox"/>	⑫	<input type="checkbox"/> 関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
⑤	<input type="checkbox"/> 環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	<input type="checkbox"/>	⑬	<input type="checkbox"/> 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	<input type="checkbox"/>
申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)	⑭	<input type="checkbox"/> ※機械等を扱う事業者である場合（該当しない□） 機械等の適切な整備と管理に努める	<input type="checkbox"/>
⑥	<input type="checkbox"/> ※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない□） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>	⑮	<input type="checkbox"/> 正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。  
◆ 上記はひな形であり、各事業によりチェックする取組は異なる場合があるため、各事業の要綱・要領などでご確認ください。

改正後	改正前
<p>(別記4)</p> <p style="text-align: center;"><u>農業の魅力発信支援事業</u></p> <p>第1 事業の趣旨  <u>大学農学部</u>の<u>学生等</u>の<u>農業関心層</u>に向け、魅力的な経営を行う農業者との直接的・間接的な接点を設け、職業としての農業の魅力を伝え、就農意欲を喚起する取組を支援する。</p> <p>(削る。)</p> <p>第2 <u>事業実施主体</u>  (削る。)  農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）が別に定めた公募要領により公募した者の中から選定されたコンソーシアムとする。コンソーシアムは、以下の全ての要件を満たすこと。  (1) 若者や農業者との接点を持ち、自らの主体的な取組として情報発信を行う意向を持つ民間企業、<u>広報に関する専門的な知見とネットワークを有する民間企業、学校法人等と連携可能な体制のある民間企業等</u>によりコンソーシアムが構成されていること。また、本事業の実施に当たって、コンソーシアムの構成員が互いに連携・協力する体制が整備されていること。  (2)～(6) (略)</p> <p>第3 <u>事業の内容</u></p>	<p>(別記4)</p> <p style="text-align: center;"><u>情報発信等強化支援事業</u></p> <p>第1 事業の趣旨  これまで<u>農業に関心のなかった若者等</u>に向け、魅力的な経営を行う農業者との直接的・間接的な接点を設け、職業としての農業の魅力を伝え、若者の就農意欲を喚起する取組を支援する。<u>また、就農等に関する情報を一元的に集約する全国データベースのセキュリティ対策等の機能拡充を支援する。</u></p> <p>第2 <u>事業の種類</u>  1 <u>農業の魅力発信支援事業</u>  2 <u>就農情報発信支援事業</u></p> <p>第3 <u>農業の魅力発信支援事業</u>  1 <u>事業実施主体</u>  農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）が別に定めた公募要領により公募した者の中から選定されたコンソーシアムとする。コンソーシアムは、以下の全ての要件を満たすこと。  (1) 若者や農業者との接点を持ち、自らの主体的な取組として情報発信を行う意向を持つ民間企業、<u>広報に関する専門的な知見とネットワークを有する民間企業等</u>によりコンソーシアムが構成されていること。また、本事業の実施に当たって、コンソーシアムの構成員が互いに連携・協力する体制が整備されていること。  (2)～(6) (略)</p> <p>2 <u>事業の内容</u></p>

事業実施主体は（１）から（３）までの事業を全て行うものとする。

- （１）ロールモデルとなる農業者に関する情報の収集及び集約  
魅力的な農業者に関する情報を収集し、地域・作目・取組内容（６次産業化、有機栽培、スマート農業等）ごとに類型化して集約し、リストを作成・更新する。

なお、ロールモデルとなる農業者については、独立・自営就農者だけでなく雇用就農者や農業法人等についても対象とするものとし、その選定に当たっては、品目や経営形態等に偏りのないよう選定するものとする。

また、農業分野だけでなく他分野において訴求力のある農業者についても、ロールモデル農業者として選定するものとする。

- （２）ロールモデルとなる農業者を起用した WEB、SNS 等による情報発信

（１）で作成したリストからロールモデルとなる農業者を起用した WEB コンテンツ作成等を行うとともに、コンソーシアムの取組内容について WEB や SNS 等を活用した情報発信を行う。

（削る。）

- （３）農学部等を有する学校法人等との連携

事業実施主体は（１）から（３）までの事業を全て行うものとする。

- （１）ロールモデルとなる農業者に関する情報の収集及び集約  
農業に対して関心のなかった若者の就農への興味を喚起するため、魅力的な農業者に関する情報を収集し、地域・作目・取組内容（６次産業化、有機栽培、スマート農業等）ごとに類型化して集約し、リストを作成・更新する。

なお、ロールモデルとなる農業者については、独立・自営就農者だけでなく雇用就農者や農業法人等についても対象とするものとし、その選定に当たっては、品目や経営形態等に偏りのないよう選定するものとする。

また、農業分野だけでなく他分野において訴求力のある農業者についても、ロールモデル農業者として選定するものとする。

- （２）ロールモデルとなる農業者を起用したイベント等の企画・開催、WEB、SNS 等による情報発信

若者等の就農意欲喚起に繋げるため、（１）で作成したリストからロールモデルとなる農業者を起用したイベント（農業体験、高校・大学等での講義、新しい農業ビジネスの提案等に関するセミナー・フォーラム等）等の企画・開催、WEB コンテンツ作成等を行うとともに、イベント等の実施内容について WEB や SNS 等を活用した情報発信を行う。

- （３）メディア等を活用した能動的な情報発信

ロールモデルとなる農業者が TV 等のマスメディアに取り上げられ、職業としての農業の魅力を広範に発信することができるよう、（２）で開催するイベント等に対するマスメディアへの情報提供等のプロモート活動を行う。

（新設）

大学農学部等の学生等を対象とした、農業者等による講義（対面又はオンライン形式での授業、フィールドワーク、成果報告会等）等の企画・開催、大学等の関係機関との調整等を行う。

#### 第4 補助対象経費

補助対象経費は、第3の取組を実施するのに必要な別表の経費とする。

#### 第5 事業実施計画等

##### (1) 事業実施計画書の作成及び変更

事業実施主体は、農業の魅力発信支援事業実施計画書（別紙様式第1号。以下「事業計画書」という。）を作成し、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知。以下「補助金等交付要綱」という。）第4の1の規定による交付申請時に添付するものとする。

また、事業実施主体は、事業の実施において補助金等交付要綱の別表に定める重要な変更を行う場合は、変更した事業計画書を変更交付申請時に添付するものとする。

##### (2) 実績報告

事業実施主体は、補助事業が完了した日から1か月以内又は事業終了年度の翌年度の4月末日までのいずれか早い期日までに農業の魅力発信支援事業実績報告書（別紙様式第1号。以下「実績報告書」という。）を作成し、経営局長に報告する。

#### 第6 （略）

#### 第7 事業成果の検証

#### 3 補助対象経費

補助対象経費は、2の取組を実施するのに必要な別表の経費とする。

#### 4 事業実施計画等

##### (1) 事業実施計画書の作成及び変更

事業実施主体は、農業の魅力発信支援事業実施計画書（別紙様式第1号。以下第3において「事業計画書」という。）を作成し、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知。以下「補助金等交付要綱」という。）第4の1の規定による交付申請時に添付するものとする。

また、事業実施主体は、事業の実施において補助金等交付要綱の別表に定める重要な変更を行う場合は、変更した事業計画書を変更交付申請時に添付するものとする。

##### (2) 実績報告

事業実施主体は、補助事業が完了した日から1か月以内又は事業終了年度の翌年度の4月末日までのいずれか早い期日までに農業の魅力発信支援事業実績報告書（別紙様式第1号。以下第3において「実績報告書」という。）を作成し、経営局長に報告する。

#### 5 （略）

#### 6 事業成果の検証

事業実施主体は、大学農学部等の学生等を対象とした、農業者等による講義等の参加者へのアンケート調査等により、事業成果の検証を行い、その結果は、第5の（2）の実績報告書に記載する。

#### 第8・第9 （略）

#### 第10 報告及び調査

国は、本事業が適切に実施されたかどうかを確認するため、事業実施主体に対し必要な事項の報告を求め、また、現地への立入調査を行うことができるものとする。

その際、事業実施主体は、調査に協力するものとする。

#### 第11 （略）

#### 第12 環境負荷低減に向けた取組の実施

事業実施主体は、本事業の実施に当たっては、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）に基づく環境負荷低減に取り組むものとし、その具体的な取組内容は別添のとおりとする。

（削る。）

事業実施主体は、イベントの参加者へのアンケート調査等により、効果の検証を行い、その結果は、4の（2）の実績報告書に記載する。

#### 7・8 （略）

#### 9 報告及び調査

国は、本事業が適切に実施されたかどうかを確認するため、事業実施主体に対し必要な事項の報告を求め、及び現地への立入調査を行うことができるものとする。

その際、事業実施主体は、調査に協力するものとする。

#### 10 （略）

（新設）

#### 第4 就農情報発信支援事業

##### 1 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、全国農業委員会ネットワーク機構（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第42条第1項に規定する農業委員会ネットワーク機構をいう。）とする。

##### 2 事業の内容

事業実施主体は次に掲げる事業を実施するものとする。

全国データベース（新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）別記4の第4の2の（1）のデータベースをいう。以下同じ。）およびポータルサイト（新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記6の第3の2の（1）のオの新規就農支援ポータルサイトをいう。）において情報セキュリティの観点から適切にデータ管理を行うため、セキュリティ対策の強化を行う。

また、登録した個人情報の適切な管理に努め、全国データベースを活用する就農希望者の個人情報を保護するために必要なシステム機能拡充等を行う。

### 3 補助対象経費

補助対象経費は、2の取組を実施するのに必要な別表の経費とする。

### 4 事業実施計画等

#### （1）事業実施計画書の作成及び変更

事業実施主体は、就農情報発信支援事業計画書（別紙様式第3号。以下第4において「事業計画書」という。）を作成し、補助金等交付要綱第4の1の規定による交付申請時に添付すること。

また、事業実施主体は、事業の実施において補助金等交付要綱の別表に定める重要な変更を行う場合は、変更した事業計画書を変更交付申請時に添付するものとする。

#### （2）実績報告

事業実施主体は、事業の完了後、1か月以内又は事業終了年度の翌年度の4月末日までのいずれか早い期日までに就農情報発信支援実績報告書（別紙様式第3号）を作成し、経営局長に報告する。

## 5 事業の委託

第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的であると認められる場合、事業実施主体は、本事業の業務の一部を委託できるものとする。なお、委託する場合は、あらかじめ経営局長に届け出なければならない。

## 6 個人情報の取扱い

事業実施主体は、本事業により作成し、全国データベースに登録される個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令の規定のほか、事業実施主体、都道府県及び市町村等が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に取り扱うよう留意すること。

また、個人情報の管理については、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために、必要かつ適切な措置を講じること。

## 7 会計経理

本事業を実施する場合にあつては、事業実施主体は、会計経理について、次に掲げる事項に留意して適正に処理するものとする。

(1) 本事業に係る事業費の経理については、独立の帳簿を設定する等の方法により、他の経理と区分して行うものとする。

(2) 金銭の出納は、金銭出納簿等又は、必要に応じて、金融機関の預金口座等を設けて行うものとする。

(3) 領収書等金銭の出納に関する書類については、日付順に整理し、処理のてん末を明らかにしておくものとし、事業完了日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管すること。

(4) 人件費（賃金等）の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」により行うものとする。

## 8 報告及び調査

国は、本事業が適切に実施されたかどうかを確認するため、事業実施主体に対し必要な事項の報告を求め、又は現地への立入調査を行うことができるものとする。

その際、事業実施主体は、調査に協力するものとする。

## 9 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、商標権、プログラムの著作物の著作権、全国データベースの著作物の著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利が発生した場合、その特許権等は事業実施主体に属するが、事業実施主体は、特許権等の帰属に関し、次の条件を遵守するものとする。

また、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても同様に、次の条件を遵守すること。

- (1) 本事業により成果が得られ、特許権等の権利の出願及び取得を行った場合には、遅滞なく国に報告すること。
- (2) 国が公共の利益のために当該特許権等を国が利用することを特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めた場合には、無償で、当該特許権等を利用する権利を国に許諾すること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとして当該特許権等を第三者が利用することをその理由を明らかにして求めたときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。
- (4) 本事業期間中及び本事業終了後5年間において、当該特許権等を、国以外の第三者に譲渡又は利用を許諾する場合には、

事前に農林水産省と協議して承諾を得ること。

(別記4 別表)

補助対象経費

区分	内容
備品費	(略)
消耗品費	(略)
旅費	事業を実施するために必要となる事業実施主体、共同機関、事業実施主体又は共同機関から依頼を受けた者が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表、 <u>講義等の実施に必要な経費及び学生の講義等の参加に必要な経費の一部</u>
謝金	(略)
技能者給	(略)
賃金	(略)
役務費	(略)
委託費	(略)
専門員等設置費	(略)
その他	(略)

(別記4 別紙様式第1号)

令和5年度農業の魅力発信支援事業計画(実績報告)書

番 号  
令和 年 月 日

(別記4 別表)

補助対象経費

区分	内容
備品費	(略)
消耗品費	(略)
旅費	事業を実施するために必要となる事業実施主体、共同機関、事業実施主体又は共同機関から依頼を受けた者が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表、 <u>講義等の実施に必要な経費及び学生の講義等の参加に必要な経費の一部</u>
謝金	(略)
技能者給	(略)
賃金	(略)
役務費	(略)
委託費	(略)
専門員等設置費	(略)
その他	(略)

(別記4 別紙様式第1号)

令和6年度農業の魅力発信支援事業計画(実績報告)書

番 号  
令和 年 月 日

農林水産省経営局長 殿

所 在 地  
コンソーシアム名  
代表機関・代表者名

新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）別記4の第5の（1）（実績報告書の場合は第5の（2））の規定に基づき、下記のとおり農業の魅力発信支援事業計画（実績報告）書を提出する。

代表機 関及び 代表者	フリガナ 氏 名 所 属 部 署 職 名 所 属 先 住 所 等 〒 ・ 住 所 T E L F A X メー ル ア ド レ ス	〒
事務局 連絡先	フリガナ 氏 名 所 属 部 署 職 名 所 属 先 住 所 等 〒 ・ 住 所 T E L F A X	〒

農林水産省経営局長 殿

所 在 地  
コンソーシアム名  
代表機関・代表者名

新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）別記4の第3の4の（1）（実績報告書の場合は第3の4の（2））の規定に基づき、下記のとおり農業の魅力発信支援事業計画（実績報告）書を提出する。

代表機 関及び 代表者	フリガナ 氏 名 所 属 部 署 職 名 所 属 先 住 所 等 〒 ・ 住 所 T E L F A X メー ル ア ド レ ス	〒
事務局 連絡先	フリガナ 氏 名 所 属 部 署 職 名 所 属 先 住 所 等 〒 ・ 住 所 T E L F A X	〒

	メールアドレス	
会計担当者	フリガナ 氏名 所属部署 職名 所属先住所 等 〒・住所 TEL FAX メールアドレス	〒

(注) コンソーシアム規約を添付してください。

1 (略)

2 事業計画

(1) コンソーシアムの運営

① コンソーシアムの内容

(略)

② コンソーシアムの構成

構成企業名	担当者名・役職	位置付け・役割等
(例) ●●コミュニケーション	〇〇〇〇 CEO	【参画企業】就職情報を提供するウェブサイトの運営を通じて構築された約〇千人の学生会員をもって、情報発信等の企画実施や情報発信に協力

	メールアドレス	
会計担当者	フリガナ 氏名 所属部署 職名 所属先住所 等 〒・住所 TEL FAX メールアドレス	〒

(注) コンソーシアム規約を添付してください。

1 (略)

2 事業計画

(1) コンソーシアムの運営

① コンソーシアムの内容

(略)

② コンソーシアムの構成

構成企業名	担当者名・役職	位置付け・役割等
(例) ●●コミュニケーション	〇〇〇〇 CEO	【参画企業】就職情報を提供するウェブサイトの運営を通じて構築された約〇千人の学生会員をもって、イベント等の企画実施や情報発信に協力


- ③ (略)
- (2) (略)

(3) ロールモデル農業者を起用する WEB、SNS 等による情報発信  
(削る。)


- ③ (略)
- (2) (略)

(3) ロールモデル農業者を起用するイベント等の実施・WEB、SNS 等による情報発信

- ① イベント等の実施
- ア イベントの運営方針

--

(注) 若者の就農意欲を喚起するために効果的なイベント等の内容、実施体制等、本取組を実施するに当たっての方針を記載してください。

イ イベント等の実施スケジュール  
(イベント)

<u>実施主体と なる参画企</u>	<u>内容 (企画・実施回数見込・参画企業間の連 携等)</u>
------------------------	--------------------------------------

(コンテンツ内容・発信方法)

業	
合計実施回数等	_____

(注) 各取組の詳細については別紙（様式自由）を設けて記載することも可能です。

(その他)

実施主体となる参画企業	内容（企画・実施回数見込・参画企業間の連携等）
合計実施回数等	_____

(注) 各取組の詳細については別紙（様式自由）を設けて記載することも可能です。

② WEB、SNS等での情報発信

--

- (注) 1. コンソーシアム参画企業のリソース活用を含めた実施内容について記載してください。  
2. 取組の詳細については別紙(様式自由)を設けて記載することも可能です。

(削る。)

(4) 大学農学部等の学生等を対象とした就農意欲の喚起

① 実施方針

- (注) 1. コンソーシアム参画企業のリソース活用を含めた実施内容について記載してください。  
2. 取組の詳細については別紙(様式自由)を設けて記載することも可能です。

(4) メディア等を活用した能動的な情報発信

(内容・方法)

- (注) 1. マスメディア露出を確保するためのプロモート活動について、内容・方法を記載してください。  
2. 取組の詳細については別紙(様式自由)を設けて記載することも可能です。

(新設)

② 農業者等による講義

実施予定大 学等	時期・回数	講師・講義内容
	月～ 月頃 _____回	

- (注) 1. 大学農学部<sup>1</sup>の学生等に対する講義について、具体的な実施内容を記載してください。
2. 実施予定大学数に応じて、行は増減していただいても構いません。
3. 計画時において講師等の記載が難しい場合は、「未定」と記載してください。
4. 取組の詳細については別紙（様式自由）を設けて記載することも可能です。

③ その他

実施予定大 学等	時期・回数	指導者・実習内容
	月～ 月頃 _____回	

	月～ 月頃 _____回	

- (注) 1. 大学農学部の学生等に対するその他の取組について、具体的な実施内容を記載してください。
2. 実施予定大学数に応じて、行は増減していただいてか  
まいません。
3. 計画時において指導者等の記載が難しい場合は、「未  
定」と記載してください。
4. 複数の大学等と連携して実施する場合は、連携する団  
体名をすべて記載してください。
5. 取組の詳細については別紙（様式自由）を設けて記載  
することも可能です。

### 3 事業成果の検証

(成果目標)
(検証方法)

- (注) 1. 成果目標及び検証方法の詳細については別紙（様式  
自由）を設けて記載することも可能です。

### 3 事業成果の検証

(成果目標)
(検証方法)

- (注) 成果目標及び検証方法の詳細については別紙（様式自由）  
を設けて記載することも可能です。

2. 2の(4)の取組については、参加者に対し満足度、就農意欲の変化等に関する成果目標を定め、取組終了後にアンケートを実施するとともに、進路・就業調査を実施してください。

#### 4 添付資料

(1) 別紙様式第1号別添 事業収支予算(実績)書

(2) 別記4 別紙参考様式 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート

(別紙様式第1号別添)

**事業収支予算(実績)書**  
(農業の魅力発信支援事業用)

(略)

(別記4 別紙様式第2号)

**農業の魅力発信支援事業に係る個人情報の取扱いについて**

#### 第1 本事業における個人情報

本事業において作成し、データベース等に登録される個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び関係法令の規定のほか、事業実施主体、都道府県及び市町村等が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に対応する必要がある。

また、第2に掲げる用途において、個人情報の記載や確認が必要となることから、個人情報の利用目的を明らかにし、本人の同意を得ることにより、本事業を実施すること。

#### 第2 本人に同意を得る内容

(新設)

(別紙様式第1号別添)

**事業収支予算書**  
(農業の魅力発信支援事業用)

(略)

(別記4 別紙様式第2号)

**農業の魅力発信支援事業に係る個人情報の取扱いについて**

#### 第1 本事業における個人情報

本事業において作成し、全国データベース等に登録される個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び関係法令の規定のほか、事業実施主体、都道府県及び市町村等が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に対応する必要がある。

また、第2に掲げる用途において、個人情報の記載や確認が必要となることから、個人情報の利用目的を明らかにし、本人の同意を得ることにより、本事業を実施すること。

#### 第2 本人に同意を得る内容

個人情報の取扱いにおいて本人に同意を得る内容としては、次の事項が考えられる。

1 事業実施主体内でロールモデルとなる農業者の情報を共有することにより、若者等の就農意欲喚起に繋げる情報発信等でのロールモデルとなる農業者の起用に利用すること。

(削る。)

2 1の実施に伴い、必要最小限度内において関係機関へ提供し、又は確認する場合があること。

### 第3 (略)

(別紙様式第2号別添様式例)

#### 個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

#### 農業の魅力発信支援事業に係る個人情報の取扱いについて

事業実施主体は、農業の魅力発信支援事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、事業実施主体は、本事業によるロールモデルとなる農業者を起用したWEB、SNS等による情報発信、国等への報告等で個人情報を利用するとともに、本事業の実施のために、必要最小限度内において次の関係機関（注）へ提供します。

個人情報の取扱いにおいて本人に同意を得る内容としては、次の事項が考えられる。

1 事業実施主体内でロールモデルとなる農業者の情報を共有することにより、若者等の就農意欲喚起に繋げるイベント等でのロールモデルとなる農業者の起用に利用すること。

2 ロールモデルとなる農業者がTV等のマスメディアに取り上げられるためのプロモーション活動に利用すること。

3 1及び2の実施に伴い、必要最小限度内において関係機関へ提供し、又は確認する場合があること。

### 第3 (略)

(別紙様式第2号別添様式例)

#### 個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

#### 農業の魅力発信支援事業に係る個人情報の取扱いについて

事業実施主体は、農業の魅力発信支援事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、事業実施主体は、本事業によるロールモデルとなる農業者を起用したイベント等の開催、WEB、SNS等による情報発信、メディア等を活用した能動的な情報発信及びそのプロモーション活動、国等への報告等で個人情報を利用するとともに、本事業の実施のため

なお、提供された情報に基づき、関係機関が確認等のため、署名した方に連絡を行う場合があります。

関係機関 (注)	国、事業実施主体（コンソーシアムの構成員：〇〇、〇〇、〇〇・・・）（※ その他追加する機関があれば明確にすること）
-------------	---

- ※ 本事業以外の事業等に農業の魅力発信支援事業の実施に際して得た個人情報を利用する場合は、その旨を追記し、上記関係機関の例に倣って、当該事業等の名称を明確にすること。
- ※ 事業実施主体の構成員の追加や変更があった場合は、追加・変更後の構成員について、個人情報の取扱いについて同意を得た者に通知すること。

個人情報の取扱いの確認
「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します
令和      年      月      日
氏名

(削る。)

に、必要最小限度内において次の関係機関（注）へ提供します。

なお、提供された情報に基づき、関係機関が確認等のため、署名した方に連絡を行う場合があります。

関係機関 (注)	国、事業実施主体（コンソーシアムの構成員：〇〇、〇〇、〇〇・・・）（※ その他追加する機関があれば明確にすること）
-------------	---

- ※ 本事業以外の事業等に農業の魅力発信支援事業の実施に際して得た個人情報を利用する場合は、その旨を追記し、上記関係機関の例に倣って、当該事業等の名称を明確にすること。
- ※ 事業実施主体の構成員の追加や変更があった場合は、追加・変更後の構成員について、個人情報の取扱いについて同意を得た者に通知すること。

個人情報の取扱いの確認
「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します
令和      年      月      日
氏名

(別記4 別紙様式第3号)

令和5年度就農情報発信支援事業計画（実績報告）書

番 号  
令和 年 月 日

農林水産省経営局長 殿

所在地  
団体名  
代表者

新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）別記4の第4の4の（1）（実績報告書の場合は第4の4の（2））の規定に基づき、下記のとおり就農情報発信支援事業計画（実績報告）書を提出する。

1 事業実施方針

--

（注）事業の一部を委託した場合は、実績報告の際に委託契約書の写しを添付してください。

2 実施スケジュール

主な開発内容	時期		
	要件定義・設計	機能開発	テスト及び実装
	○月～○月	○月～○月	○月～○月

3 具体的な取組内容

(1) セキュリティ対策及び個人情報保護のためのシステム機能  
拡充等

(具体的な開発内容を記入)

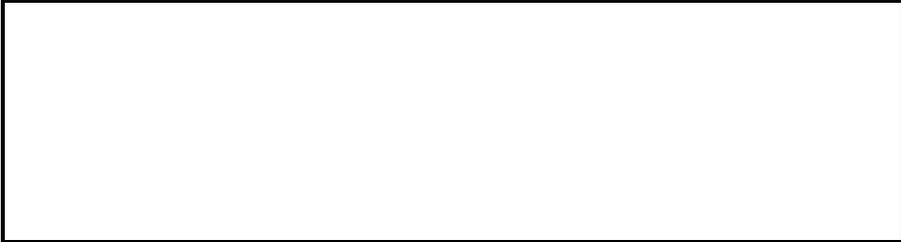
(注) 2で記載した「主な開発内容」の詳細を記載してください。

(注) 取組の詳細については別紙(様式自由)を設けて記載する  
ことも可能です。

(2) 推進体制

(事業の実施方法等の事業推進に当たっての体制を記入)

(3) 著作権及び個人情報の取扱い



(別紙様式第3号別添)

事業収支予算書  
(就農情報発信支援事業用)

経費の配分

(単位：円)

事業内容	事業に要 する(要 した)経 費 <u>(A+</u> <u>B)</u>	負担区分		備 考 <u>(積算基礎 等)</u>
		国庫補助 金 <u>(A)</u>	その他 <u>(B)</u>	

合 計				
-----	--	--	--	--

(注) 1 補助事業を実施するために必要な経費（消費税を含む。）のみを計上してください。

2 「積算基礎」欄には、積算内訳を記載し、考え方を記載又は添付してください。

3 必要に応じて単価等の設定根拠となる資料を添付してください。

4 第三者に事業の一部を委託する場合は、その旨が分かるように記載してください。

(別添)

### 環境負荷低減に向けた具体的取組内容

#### 第1 取組の趣旨

令和3年5月に策定されたみどりの食料システム戦略においては、政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中していくことを目指すとともに、補助金拡充、環境負荷低減メニューの充実、これらとセットでのクロスコンプライアンス要件の充実を図ることとされた。

また、令和5年12月の「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」における「『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容」においては、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入することとされ、令和9年度の本格実施に向けて、「令和6年度は、事業申請時のチェックシートの提出に限定して試行実施を行う」

(新設)

こととされた。

これらを踏まえ、本事業における上記「事業申請時のチェックシートの提出」については、以下のとおり実施するものとする。

## **第2 環境負荷低減チェックシートの提出**

- 1 本事業の事業実施主体は、最低限行うべき環境負荷低減の取組について明らかにした「環境負荷低減のチェックシート」(別紙参考様式)の項目について、事業の実施に当たって留意しなければならない。
- 2 事業実施主体は、事業計画書中のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを経営局長に提出する。

## **第3 主な環境関係法令の遵守**

事業実施主体は、「環境負荷低減のチェックシート」中の「関係法令の遵守」に関し、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

### (1) 適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律第139号)
- ・土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)等

### (2) 適正な防除

- ・農薬取締法(昭和23年法律第82号)
- ・植物防疫法(昭和25年法律第151号)等

### (3) エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)等

### (4) 悪臭及び害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律

(平成11年法律第112号)

- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等

(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）

- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）

- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）

- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等

(6) 生物多様性への悪影響の防止

- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）

- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）

- ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）

- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）

- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）

- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）

- ・漁業法（昭和24年法律第267号）

- ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）

- ・持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）等

(7) 環境関係法令の遵守等

- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

- ・環境影響評価法（平成9年法律第81号）

- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
- ・ 土地改良法（昭和24年法律第195号）
- ・ 森林法（昭和26年法律第249号）等

(別記4 別紙参考様式)

**環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（民間事業者・自治体等向け）**

申請時 (します)	(1) 適正な施肥	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
①	<input type="checkbox"/> ※農産物の調達を行う場合（該当しない □） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	⑦	<input type="checkbox"/> プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
申請時 (します)	(2) 適正な防除	⑧	<input type="checkbox"/> 資源の再利用を検討
②	<input type="checkbox"/> ※農産物の調達を行う場合（該当しない □） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討（再掲）	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止
申請時 (します)	(3) エネルギーの削減	⑨	<input type="checkbox"/> ※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない □） 生物多様性に配慮した事業実施に努める
③	<input type="checkbox"/> オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	⑩	<input type="checkbox"/> ※特定事業場である場合（該当しない □） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守
④	<input type="checkbox"/> 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと（照明、空調、ウォームビス・クールビス、燃費効率のよい機械の利用等）を検討	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等
⑤	<input type="checkbox"/> 環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討（再掲）	⑪	<input type="checkbox"/> みどりの食料システム戦略の理解
申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	⑫	<input type="checkbox"/> 関係法令の遵守
⑥	<input type="checkbox"/> ※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない □） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	⑬	<input type="checkbox"/> 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
		⑭	<input type="checkbox"/> ※機械等を扱う事業者である場合（該当しない □） 機械等の適切な整備と管理に努める
		⑮	<input type="checkbox"/> 正しい知識に基づく作業安全に努める

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には「該当しない □」にチェックしてください。